

基本計画書

基本計画								
事項	記入欄						備考	
計画の区分	学部設置							
フリガナ設置者	がっくおんじん かがうがく 学校法人 神奈川大学							
フリガナ大学の名称	かがうがく 神奈川大学 (Kanagawa University)							
大学本部の位置	神奈川県横浜市神奈川区六角橋三丁目27番1号							
大学の目的	神奈川大学は、教育基本法（昭和22年法律第25号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）にのっとり、一般教養並びに専門学術の倫理及び応用を教授研究し、識見高邁にして実践力に富む人材を育成し、文化の創造発展及び人類の福祉に貢献することを目的とする。							
新設学部等の目的	情報学部は、情報社会における事象を情報・システム技術を用いた問題解決の視点で捉える能力とともに、情報やシステムの科学的な理解に基づき、情報・システム技術を適切かつ効果的に活用できる能力を育成する。 これにより情報学の確固たる基礎、幅広い教養、倫理観と一般常識を身に付けた職業人として社会の中核で活躍できる人材を養成することを目的とする。							
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地
		年	人	年次人	人		年 月 第 年次	神奈川県横浜市 神奈川区六角橋 三丁目27番1号
	情報学部 【Faculty of Informatics】							
	計算機科学科 【Department of Computer Science】	4	100	—	400	学士（情報学） 【Bachelor of Informatics】	令和5年4月 第1年次	
システム数理学科 【Department of Applied Systems and Mathematics】	4	100	—	400	学士（情報学） 【Bachelor of Informatics】	令和5年4月 第1年次		
	計		200	—	800			
同一設置者内における変更状況 (定員の移行、名称の変更等)	<p>理学部</p> <p>理学科（275）（令和4年4月届出）</p> <p>数理・物理学科〔廃止（令和5年4月学生募集停止）〕（△70）</p> <p>情報科学科〔廃止（令和5年4月学生募集停止）〕（△110）</p> <p>化学科〔廃止（令和5年4月学生募集停止）〕（△110）</p> <p>生物科学科〔廃止（令和5年4月学生募集停止）〕（△110）</p> <p>工学部</p> <p>機械工学科〔定員減〕（△20）</p> <p>電気電子情報工学科〔定員減〕（△20）</p> <p>物質生命化学科〔廃止（令和5年4月学生募集停止）〕（△165）</p> <p>情報システム創成学科〔廃止（令和5年4月学生募集停止）〕（△120）</p> <p>応用物理学科（60）（令和4年4月届出）</p> <p>化学生命学部（令和4年4月届出）</p> <p>応用化学科（110）</p> <p>生命機能学科（80）</p>							

	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数		
		講義	演習	実験・実習	計			
教育課程	情報学部 計算機科学科	102科目	170科目	6科目	278科目	124単位		
	情報学部 システム数理学科	101科目	169科目	5科目	275科目	125単位		
教員	学部等の名称	専任教員等						兼任 教員等
		教授	准教授	講師	助教	計	助手	
新設	情報学部 計算機科学科	8 (8)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	10 (10)	3 (3)	197 (197)
		7 (7)	3 (3)	0 (0)	6 (6)	16 (16)	1 (1)	195 (195)
分	理学部 理学科	23 (23)	9 (9)	0 (0)	7 (7)	39 (39)	0 (0)	250 (251)
		5 (5)	4 (4)	0 (0)	2 (2)	11 (11)	0 (0)	196 (196)
組	工学部 応用物理学科	9 (9)	1 (1)	0 (0)	6 (6)	16 (16)	0 (0)	211 (211)
		8 (8)	1 (1)	0 (0)	4 (3)	13 (12)	0 (0)	214 (214)
の	生命機能学科	60 (60)	20 (20)	0 (0)	25 (24)	105 (104)	4 (4)	— (—)
		17 (17)	11 (11)	0 (0)	0 (0)	28 (28)	0 (0)	298 (298)
概	法学部 法律学科	9 (9)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	13 (13)	0 (0)	313 (313)
		16 (16)	13 (13)	0 (0)	5 (5)	34 (34)	0 (0)	356 (356)
要	経済学部 経済学科	10 (10)	11 (11)	0 (0)	2 (2)	23 (23)	0 (0)	355 (355)
		24 (24)	23 (23)	0 (0)	4 (4)	51 (51)	0 (0)	251 (251)
設	経営学部 国際経営学科	6 (6)	6 (6)	0 (0)	6 (6)	18 (18)	0 (0)	255 (255)
		4 (4)	5 (5)	0 (0)	1 (1)	10 (10)	0 (0)	268 (268)
分	外国語学部 英語英文学科	4 (4)	4 (4)	0 (0)	2 (2)	10 (10)	0 (0)	248 (248)
		22 (22)	14 (14)	0 (0)	3 (3)	39 (39)	0 (0)	227 (227)
の	国際日本学部 国際文化交流学科	8 (8)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	228 (228)
		9 (9)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	13 (13)	0 (0)	238 (238)
概	歴史民俗学科	22 (22)	11 (11)	0 (0)	3 (3)	36 (36)	0 (0)	300 (300)
		10 (10)	1 (1)	0 (0)	9 (9)	20 (20)	0 (0)	296 (296)
要	工学部 機械工学科	6 (6)	8 (8)	0 (0)	3 (3)	17 (17)	2 (2)	291 (291)
		7 (7)	2 (2)	0 (0)	5 (5)	14 (14)	1 (1)	300 (300)
分	電気電子情報工学科	14 (14)	4 (4)	0 (0)	7 (7)	25 (25)	5 (5)	309 (309)
		188 (188)	123 (123)	0 (0)	50 (50)	361 (361)	8 (8)	— (—)
の	経営工学科	248 (248)	143 (143)	0 (0)	75 (74)	466 (465)	12 (12)	— (—)
		14 (14)	4 (4)	0 (0)	7 (7)	25 (25)	5 (5)	309 (309)
要	建築学部 建築学科	計	計	計	計	計	計	
		248 (248)	143 (143)	0 (0)	75 (74)	466 (465)	12 (12)	— (—)
の	合 計	248 (248)	143 (143)	0 (0)	75 (74)	466 (465)	12 (12)	— (—)
		248 (248)	143 (143)	0 (0)	75 (74)	466 (465)	12 (12)	— (—)

教員以外の職員の概要	職 種		専 任	兼 任	計	大学全体				
	事 務 職 員		309人 (309)	117人 (117)	426人 (426)					
	技 術 職 員		26 (26)	11 (11)	37 (37)					
	図 書 館 専 門 職 員		11 (11)	7 (7)	18 (18)					
	そ の 他 の 職 員		0 (0)	0 (0)	0 (0)					
	計		346 (346)	135 (135)	481 (481)					
校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計	大学全体				
	校 舎 敷 地	219,401.73 m ²	0 m ²	0 m ²	219,401.73 m ²					
	運 動 場 用 地	199,329.55 m ²	0 m ²	0 m ²	199,329.55 m ²					
	小 計	418,731.28 m ²	0 m ²	0 m ²	418,731.28 m ²					
	そ の 他	147,281.96 m ²	0 m ²	0 m ²	147,281.96 m ²					
	合 計	566,013.24 m ²	0 m ²	0 m ²	566,013.24 m ²					
校 舎		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計	大学全体				
		186,287.31 m ² (186,287.31 m ²)	0 m ² (0 m ²)	0 m ² (0 m ²)	186,287.31 m ² (186,287.31 m ²)					
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設	大学全体 情報処理学習施設の 学生対応等は業務委託				
	183 室	176 室	456 室	18 室 (補助職員 0人)	18 室 (補助職員 2人)					
専 任 教 員 研 究 室		新設学部等の名称		室 数						
		情報学部		26 室						
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕 種	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点	学部単位での特定 不能なため、大学 全体の数雑誌、視 聴覚はタイトル数 機械・器具は事務 用を除く利用者 の数		
	大学全体	1,280,189 [353,039] (1,211,981 [344,267])	13,294 [5,133] (13,294 [5,133])	21,291 [21,211] (21,291 [21,211])	23,422 (22,762)	285 (285)	— (—)			
	計	1,280,189 [353,039] (1,211,981 [344,267])	13,294 [5,133] (13,294 [5,133])	21,291 [21,211] (21,291 [21,211])	23,422 (22,762)	285 (285)	— (—)			
図 書 館		面積	閲覧座席数		収 納 可 能 冊 数		大学全体			
		13,854.07 m ²	1,687		1,432,836					
体 育 館		面積	体育館以外のスポーツ施設の概要							
		10,093.23 m ²	ス ポ ー ツ セ ン タ ー 25m 室 内 プ ー ル							
経 費 積 及 び 維 持 方 法 の 概 要	経 費 の 見 積 り	区 分	開設前年度	第 1 年 次	第 2 年 次	第 3 年 次	第 4 年 次	第 5 年 次	第 6 年 次	大学全体 図書費には、電子 ジャーナル、デー タベースの整備費 (運用コスト含 む)を含む。
		教員 1 人 当 り 研 究 費 等		1,485 千 円	1,485 千 円	1,485 千 円	1,485 千 円	— 千 円	— 千 円	
		共 同 研 究 費 等		30,000 千 円	30,000 千 円	30,000 千 円	30,000 千 円	— 千 円	— 千 円	
		図 書 購 入 費	17,390 千 円	17,390 千 円	17,390 千 円	17,390 千 円	17,390 千 円	— 千 円	— 千 円	
	設 備 購 入 費	38,099 千 円	38,099 千 円	38,099 千 円	38,099 千 円	38,099 千 円	— 千 円	— 千 円		
	学 生 1 人 当 り 納 付 金	第 1 年 次	第 2 年 次	第 3 年 次	第 4 年 次	第 5 年 次	第 6 年 次	情報学部		
	1,600 千 円	1,420 千 円	1,440 千 円	1,460 千 円	— 千 円	— 千 円				
学 生 納 付 金 以 外 の 維 持 方 法 の 概 要			手数料収入・資産運用収入・事業収入等を充当する。							

大学等の名称	神奈川大学							所在地			
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率			開設年度	
		年	人	年次人	人		倍				
既設大学の状況	法学部						0.99		神奈川県横浜市 神奈川区六角橋 三丁目27番1号	令和2年度入学定員減(△100人) 令和2年度入学定員減(△50人)	
	法律学科	4	400	—	1,600	学士(法学)	1.01	昭和40年度			
	自治行政学科	4	200	—	800	学士(行政学)	0.96	平成7年度			
	経済学部						0.95		神奈川県横浜市 神奈川区六角橋 三丁目27番1号		
	経済学科	4	650	—	2,700	学士(経済学)	0.94	昭和40年度			
	現代ビジネス学科	4	300	—	1,250	学士(商学)	0.96	昭和40年度			
	経営学部						0.96		神奈川県横浜市 西区みなとみらい 四丁目5番3号		
	国際経営学科	4	530	—	2,120	学士(国際経営学)	0.96	平成元年度			
	外国語学部						1.00		神奈川県横浜市 西区みなとみらい 四丁目5番3号		
	英語英文学科	4	200	—	800	学士(文学)	1.00	昭和40年度			
	スペイン語学科	4	90	—	360	学士(文学)	0.96	昭和40年度			
	中国語学科	4	60	—	240	学士(文学)	1.04	昭和63年度			
	国際文化交流学科	4	—	—	—	学士(文学)	—	平成18年度			令和2年度より学生募集停止
	国際日本学部						1.02		神奈川県横浜市 西区みなとみらい 四丁目5番3号		
	国際文化交流学科	4	170	—	510	学士(文学)	1.04	令和2年度			
	日本文化学科	4	60	—	180	学士(文学)	1.01	令和2年度			
	歴史民俗学科	4	70	—	210	学士(文学)	0.99	令和2年度			
	人間科学部						1.00		神奈川県横浜市 神奈川区六角橋 三丁目27番1号		
	人間科学科	4	300	—	1,200	学士(人間科学)	1.00	平成18年度			
	理学部						0.95		神奈川県平塚市 土屋2946		
	数理・物理学科	4	70	—	280	学士(理学)	1.00	平成24年度			
	情報科学科	4	110	—	440	学士(理学)	1.02	平成元年度			
	化学科	4	110	—	440	学士(理学)	0.90	平成元年度			
	生物科学科	4	110	—	440	学士(理学)	0.90	平成元年度			
	工学部						0.95		神奈川県横浜市 神奈川区六角橋 三丁目27番1号		
	機械工学科	4	165	—	660	学士(工学)	1.00	昭和24年度			
	電気電子情報工学科	4	165	—	660	学士(工学)	1.01	昭和24年度			
	物質生命化学科	4	165	—	660	学士(工学)	0.73	昭和34年度			
	情報システム創成学科	4	120	—	480	学士(工学)	1.04	昭和24年度			
	経営工学科	4	90	—	360	学士(工学)	1.03	平成24年度			
建築学科	4	—	—	—	学士(工学)	—	昭和40年度				
建築学部						1.02		神奈川県横浜市 神奈川区六角橋 三丁目27番1号			
建築学科	4	200	—	200	学士(建築学)	1.02	令和4年度				

既設大学の状況	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地	
		年	人	年次人	人		倍			
	大学院									
	法学研究科								神奈川県横浜市 神奈川区六角橋 三丁目27番1号	令和4年度入学定員減(△10人)
	法律学専攻									
	博士前期課程	2	10	—	30	修士(法学)	0.12	昭和42年度		
	博士後期課程	3	3	—	9	博士(法学)	0.00	昭和44年度		
	経済学研究科								神奈川県横浜市 神奈川区六角橋 三丁目27番1号	令和4年度入学定員減(△20人) 令和4年度入学定員減(△2人)
	経済学専攻									
	博士前期課程	2	10	—	40	修士(経済学)	0.48	昭和42年度		
	博士後期課程	3	2	—	8	博士(経済学)	0.00	昭和44年度		
	経営学研究科								神奈川県横浜市 西区みなとみらい 四丁目5番3号	
	国際経営専攻									
	博士前期課程	2	10	—	20	修士(経営学)	0.30	平成5年度		
	博士後期課程	3	3	—	9	博士(経営学)	0.11	平成7年度		
	外国語学研究科								神奈川県横浜市 西区みなとみらい 四丁目5番3号	
	欧米言語文化専攻									
	博士前期課程	2	10	—	20	修士(文学)	0.35	平成23年度		
	博士後期課程	3	3	—	9	博士(文学)	0.33	平成23年度		
	中国言語文化専攻									
	博士前期課程	2	5	—	10	修士(文学)	0.30	平成4年度		
	博士後期課程	3	2	—	6	博士(文学)	0.00	平成7年度		
	人間科学研究科								神奈川県横浜市 神奈川区六角橋 三丁目27番1号	
	人間科学専攻									平成21年度
	博士前期課程	2	12	—	24	修士(人間科学)	0.95			
	博士後期課程	3	4	—	12	博士(人間科学)	0.41			
理学研究科								神奈川県平塚市 土屋2946	平成28年度	
理学専攻										
博士前期課程	2	59	—	118	修士(理学)	0.45				
博士後期課程	3	3	—	9	博士(理学)	0.99				
工学研究科								神奈川県横浜市 神奈川区六角橋 三丁目27番1号	平成31年度	
工学専攻										
博士前期課程	2	120	—	240	修士(工学)	0.69				
博士後期課程	3	11	—	33	博士(工学)	0.36				
建築学専攻									昭和46年度	
博士前期課程	2	30	—	60	修士(工学)	1.01				
博士後期課程	3	3	—	9	博士(工学)	0.77			平成2年度	
歴史民俗資料科学研究科								神奈川県横浜市 神奈川区六角橋 三丁目27番1号	令和4年度入学定員増(3人)	
歴史民俗資料学専攻										
博士前期課程	2	20	—	40	修士(歴史民俗資料学)	0.75	平成5年度			
博士後期課程	3	6	—	12	博士(歴史民俗資料学)	1.72	平成7年度			

<p>附属施設の概要</p>	<p>該当なし</p>	
----------------	-------------	--

(注)

- 1 共同学科等の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「教員組織の概要」の「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「教員組織の概要」の「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 3 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科又は高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」及び「体育館」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 4 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」、「体育館」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 6 空欄には、「-」又は「該当なし」と記入すること。

学校法人神奈川大学 設置認可等に関わる組織の移行表

令和4年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和5年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
神奈川大学				神奈川大学				
法学部				法学部				
法律学科	400	-	1,600	法律学科	400	-	1,600	
自治行政学科	200	-	800	自治行政学科	200	-	800	
経済学部				経済学部				
経済学科	650	-	2,600	経済学科	650	-	2,600	
現代ビジネス学科	300	-	1,200	現代ビジネス学科	300	-	1,200	
経営学部				経営学部				
国際経営学科	530	-	2,120	国際経営学科	530	-	2,120	
外国語学部				外国語学部				
英語英文学科	200	-	800	英語英文学科	200	-	800	
スペイン語学科	90	-	360	スペイン語学科	90	-	360	
中国語学科	60	-	240	中国語学科	60	-	240	
国際日本学部				国際日本学部				
国際文化交流学科	170	-	680	国際文化交流学科	170	-	680	
日本文化学科	60	-	240	日本文化学科	60	-	240	
歴史民俗学科	70	-	280	歴史民俗学科	70	-	280	
人間科学部				人間科学部				
人間科学科	300	-	1,200	人間科学科	300	-	1,200	
理学部				理学部				
数理・物理学科	70	-	280	数理学科	0	-	0	令和5年4月学生募集停止
情報科学科	110	-	440	情報科学科	0	-	0	令和5年4月学生募集停止
化学科	110	-	440	化学科	0	-	0	令和5年4月学生募集停止
生物科学科	110	-	440	生物科学科	0	-	0	令和5年4月学生募集停止
				理学科	275	-	1,100	学科の設置(届出)
工学部				工学部				
機械工学科	165	-	660	機械工学科	145	-	580	定員変更(Δ20)
電気電子情報工学科	165	-	660	電気電子情報工学科	145	-	580	定員変更(Δ20)
物質生命化学科	165	-	660	物質生命化学科	0	-	0	令和5年4月募集停止
情報システム創成学科	120	-	480	情報システム創成学科	0	-	0	令和5年4月募集停止
経営工学科	90	-	360	経営工学科	90	-	360	
				応用物理学科	60	-	240	学科の設置(届出)
建築学部				建築学部				
建築学科	200	-	800	建築学科	200	-	800	
				化学生命学部				学部の設置(届出)
				応用化学科	110	-	440	
				生命機能学科	80	-	320	
				情報学部				学部の設置(届出)
				計算機科学科	100	-	400	
				システム数理学科	100	-	400	
計	4,335	-	17,340	計	4,335	-	17,340	
神奈川大学大学院				神奈川大学大学院				
法学研究科				法学研究科				
法律学専攻(M)	10	-	20	法律学専攻(M)	10	-	20	
法律学専攻(D)	3	-	9	法律学専攻(D)	3	-	9	
経済学研究科				経済学研究科				
経済学専攻(M)	10	-	20	経済学専攻(M)	10	-	20	
経済学専攻(D)	2	-	6	経済学専攻(D)	2	-	6	
経営学研究科				経営学研究科				
国際経営専攻(M)	10	-	20	国際経営専攻(M)	10	-	20	
国際経営専攻(D)	3	-	9	国際経営専攻(D)	3	-	9	
外国語学研究科				外国語学研究科				
欧米言語文化専攻(M)	10	-	20	欧米言語文化専攻(M)	10	-	20	
中国言語文化専攻(M)	5	-	10	中国言語文化専攻(M)	5	-	10	
欧米言語文化専攻(D)	3	-	9	欧米言語文化専攻(D)	3	-	9	
中国言語文化専攻(D)	2	-	6	中国言語文化専攻(D)	2	-	6	
人間科学研究科				人間科学研究科				
人間科学専攻(M)	12	-	24	人間科学専攻(M)	12	-	24	
人間科学専攻(D)	4	-	12	人間科学専攻(D)	4	-	12	
理学研究科				理学研究科				
理学専攻(M)	59	-	118	理学専攻(M)	59	-	118	
理学専攻(D)	3	-	9	理学専攻(D)	3	-	9	
工学研究科				工学研究科				
工学専攻(M)	120	-	240	工学専攻(M)	120	-	240	
建築学専攻(M)	30	-	60	建築学専攻(M)	30	-	60	
工学専攻(D)	11	-	33	工学専攻(D)	11	-	33	
建築学専攻(D)	3	-	9	建築学専攻(D)	3	-	9	
歴史民俗資料科学研究科				歴史民俗資料科学研究科				
歴史民俗資料学専攻(M)	20	-	40	歴史民俗資料学専攻(M)	20	-	40	
歴史民俗資料学専攻(D)	6	-	18	歴史民俗資料学専攻(D)	6	-	18	
計	326	-	692	計	326	-	692	

教育課程等の概要															
(情報学部計算機科学科)															
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
	FYS	1前	2				○		3	1					
	小計 (1科目)	—	2	0	0	—			3	1	0	0	0	0	
共通教養科目 共通基盤科目 外国語科目	英語 I (Listening)	1前	1				○							兼2	
	英語 II (Listening)	1後	1				○							兼2	
	英語 I (Speaking)	1前	1				○							兼1	
	英語 II (Speaking)	1後	1				○							兼1	
	英語 I (Reading)	2前	1				○							兼2	
	英語 II (Reading)	2後	1				○							兼2	
	英語 I (Writing)	2前	1				○							兼1	
	英語 II (Writing)	2後	1				○							兼1	
	英語 I (再入門)	2・3・4前・後			1			○							兼1
	英語 II (再入門)	2・3・4前・後			1			○							兼1
	英語Ⅲ(再入門)	2・3・4前・後			1			○							兼1
	英語Ⅳ(再入門)	2・3・4前・後			1			○							兼1
	英語会話(初級Ⅰ)	1・2・3・4前			1			○							兼1
	英語会話(初級Ⅱ)	1・2・3・4後			1			○							兼1
	英語会話(中級Ⅰ)	1・2・3・4前			1			○							兼1
	英語会話(中級Ⅱ)	1・2・3・4後			1			○							兼1
	英語会話(上級Ⅰ)	1・2・3・4前			1			○							兼1
	英語会話(上級Ⅱ)	1・2・3・4後			1			○							兼1
	TOEIC演習(初級Ⅰ)	1・2・3・4前			1			○							兼1
	TOEIC演習(初級Ⅱ)	1・2・3・4後			1			○							兼1
	TOEIC演習(中級Ⅰ)	1・2・3・4前			1			○							兼1
	TOEIC演習(中級Ⅱ)	1・2・3・4後			1			○							兼1
	TOEIC演習(上級Ⅰ)	1・2・3・4前			1			○							兼1
	TOEIC演習(上級Ⅱ)	1・2・3・4後			1			○							兼1
	TOEFL演習(初級Ⅰ)	1・2・3・4前			1			○							兼1
	TOEFL演習(初級Ⅱ)	1・2・3・4後			1			○							兼1
	特修英語(中級Ⅰ)	2・3・4前			1			○							兼1
	特修英語(中級Ⅱ)	2・3・4前			1			○							兼1
	特修英語(中級Ⅲ)	2・3・4後			1			○							兼1
	特修英語(中級Ⅳ)	2・3・4後			1			○							兼1
	特修英語(上級Ⅰ)	2・3・4前			1			○							兼1
	特修英語(上級Ⅱ)	2・3・4前			1			○							兼1
特修英語(上級Ⅲ)	2・3・4後			1			○							兼1	
特修英語(上級Ⅳ)	2・3・4後			1			○							兼1	
留学英語準備講座Ⅰ	1・2・3・4前			2			○							兼1	
留学英語準備講座Ⅱ	1・2・3・4前			2			○							兼1	
留学英語準備講座Ⅲ	1・2・3・4後			2			○							兼1	
留学英語準備講座Ⅳ	1・2・3・4後			2			○							兼1	
初級韓国語Ⅰa	1・2・3・4前・後			1			○							兼2	
初級韓国語Ⅰb	1・2・3・4前・後			1			○							兼2	
初級韓国語Ⅱa	1・2・3・4前・後			1			○							兼2	
初級韓国語Ⅱb	1・2・3・4前・後			1			○							兼2	
中級韓国語Ⅰa	1・2・3・4前・後			1			○							兼2	
中級韓国語Ⅰb	1・2・3・4前・後			1			○							兼2	

科目 区分	授業科目の名称	配当年度	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
	中級韓国語Ⅱa	1・2・3・4前・後		1			○							兼2
	中級韓国語Ⅱb	1・2・3・4前・後		1			○							兼2
	中級韓国語Ⅲa	1・2・3・4前・後		1			○							兼1
	中級韓国語Ⅲb	1・2・3・4前・後		1			○							兼1
	中級韓国語Ⅳa	1・2・3・4前・後		1			○							兼1
	中級韓国語Ⅳb	1・2・3・4前・後		1			○							兼1
	上級韓国語Ⅰ	2・3・4前		1			○							兼1
	上級韓国語Ⅱ	2・3・4前		1			○							兼1
	上級韓国語Ⅲ	2・3・4後		1			○							兼1
	上級韓国語Ⅳ	2・3・4後		1			○							兼1
	特修韓国語Ⅰ	1・2・3・4後		1			○							兼1
	特修韓国語Ⅱ	2・3・4前		1			○							兼1
	初級スペイン語Ⅰa	1・2・3・4前・後		1			○							兼2
	初級スペイン語Ⅰb	1・2・3・4前・後		1			○							兼2
	初級スペイン語Ⅱa	1・2・3・4前・後		1			○							兼2
	初級スペイン語Ⅱb	1・2・3・4前・後		1			○							兼2
	中級スペイン語Ⅰa	1・2・3・4前・後		1			○							兼2
	中級スペイン語Ⅰb	1・2・3・4前・後		1			○							兼2
	中級スペイン語Ⅱa	1・2・3・4前・後		1			○							兼2
	中級スペイン語Ⅱb	1・2・3・4前・後		1			○							兼2
	中級スペイン語Ⅲa	1・2・3・4前・後		1			○							兼1
	中級スペイン語Ⅲb	1・2・3・4前・後		1			○							兼1
	中級スペイン語Ⅳa	1・2・3・4前・後		1			○							兼1
	中級スペイン語Ⅳb	1・2・3・4前・後		1			○							兼1
	上級スペイン語Ⅰ	2・3・4前		1			○							兼1
	上級スペイン語Ⅱ	2・3・4前		1			○							兼1
	上級スペイン語Ⅲ	2・3・4後		1			○							兼1
	上級スペイン語Ⅳ	2・3・4後		1			○							兼1
	特修スペイン語Ⅰ	1・2・3・4後		1			○							兼1
	特修スペイン語Ⅱ	2・3・4前		1			○							兼1
	初級中国語Ⅰa	1・2・3・4前・後		1			○							兼2
	初級中国語Ⅰb	1・2・3・4前・後		1			○							兼2
	初級中国語Ⅱa	1・2・3・4前・後		1			○							兼2
	初級中国語Ⅱb	1・2・3・4前・後		1			○							兼2
	中級中国語Ⅰa	1・2・3・4前・後		1			○							兼2
	中級中国語Ⅰb	1・2・3・4前・後		1			○							兼2
	中級中国語Ⅱa	1・2・3・4前・後		1			○							兼2
	中級中国語Ⅱb	1・2・3・4前・後		1			○							兼2
	中級中国語Ⅲa	1・2・3・4前・後		1			○							兼1
	中級中国語Ⅲb	1・2・3・4前・後		1			○							兼1
	中級中国語Ⅳa	1・2・3・4前・後		1			○							兼1
	中級中国語Ⅳb	1・2・3・4前・後		1			○							兼1
	上級中国語Ⅰ	2・3・4前		1			○							兼1
	上級中国語Ⅱ	2・3・4前		1			○							兼1
	上級中国語Ⅲ	2・3・4後		1			○							兼1
	上級中国語Ⅳ	2・3・4後		1			○							兼1
	特修中国語Ⅰ	1・2・3・4後		1			○							兼1
	特修中国語Ⅱ	2・3・4前		1			○							兼1
	初級ドイツ語Ⅰa	1・2・3・4前・後		1			○							兼2
	初級ドイツ語Ⅰb	1・2・3・4前・後		1			○							兼2
	初級ドイツ語Ⅱa	1・2・3・4前・後		1			○							兼2

共通教養科目

共通基盤科目

外国語科目

科目 区分	授業科目の名称	配当年度	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
	初級ドイツ語Ⅱb	1・2・3・4前・後		1			○								兼2
	中級ドイツ語Ⅰa	1・2・3・4前・後		1			○								兼2
	中級ドイツ語Ⅰb	1・2・3・4前・後		1			○								兼2
	中級ドイツ語Ⅱa	1・2・3・4前・後		1			○								兼2
	中級ドイツ語Ⅱb	1・2・3・4前・後		1			○								兼2
	中級ドイツ語Ⅲa	1・2・3・4前・後		1			○								兼1
	中級ドイツ語Ⅲb	1・2・3・4前・後		1			○								兼1
	中級ドイツ語Ⅳa	1・2・3・4前・後		1			○								兼1
	中級ドイツ語Ⅳb	1・2・3・4前・後		1			○								兼1
	上級ドイツ語Ⅰ	2・3・4前		1			○								兼1
	上級ドイツ語Ⅱ	2・3・4前		1			○								兼1
	上級ドイツ語Ⅲ	2・3・4後		1			○								兼1
	上級ドイツ語Ⅳ	2・3・4後		1			○								兼1
	特修ドイツ語Ⅰ	1・2・3・4後		1			○								兼1
	特修ドイツ語Ⅱ	2・3・4前		1			○								兼1
	初級フランス語Ⅰa	1・2・3・4前・後		1			○								兼2
	初級フランス語Ⅰb	1・2・3・4前・後		1			○								兼2
	初級フランス語Ⅱa	1・2・3・4前・後		1			○								兼2
	初級フランス語Ⅱb	1・2・3・4前・後		1			○								兼2
	中級フランス語Ⅰa	1・2・3・4前・後		1			○								兼2
	中級フランス語Ⅰb	1・2・3・4前・後		1			○								兼2
	中級フランス語Ⅱa	1・2・3・4前・後		1			○								兼2
	中級フランス語Ⅱb	1・2・3・4前・後		1			○								兼2
	中級フランス語Ⅲa	1・2・3・4前・後		1			○								兼1
	中級フランス語Ⅲb	1・2・3・4前・後		1			○								兼1
	中級フランス語Ⅳa	1・2・3・4前・後		1			○								兼1
	中級フランス語Ⅳb	1・2・3・4前・後		1			○								兼1
	上級フランス語Ⅰ	2・3・4前		1			○								兼1
	上級フランス語Ⅱ	2・3・4前		1			○								兼1
	上級フランス語Ⅲ	2・3・4後		1			○								兼1
	上級フランス語Ⅳ	2・3・4後		1			○								兼1
	特修フランス語Ⅰ	1・2・3・4後		1			○								兼1
	特修フランス語Ⅱ	2・3・4前		1			○								兼1
	初級ロシア語Ⅰa	1・2・3・4前・後		1			○								兼2
	初級ロシア語Ⅰb	1・2・3・4前・後		1			○								兼2
	初級ロシア語Ⅱa	1・2・3・4前・後		1			○								兼2
	初級ロシア語Ⅱb	1・2・3・4前・後		1			○								兼2
	中級ロシア語Ⅰa	1・2・3・4前・後		1			○								兼2
	中級ロシア語Ⅰb	1・2・3・4前・後		1			○								兼2
	中級ロシア語Ⅱa	1・2・3・4前・後		1			○								兼2
	中級ロシア語Ⅱb	1・2・3・4前・後		1			○								兼2
	中級ロシア語Ⅲa	1・2・3・4前・後		1			○								兼1
	中級ロシア語Ⅲb	1・2・3・4前・後		1			○								兼1
	中級ロシア語Ⅳa	1・2・3・4前・後		1			○								兼1
	中級ロシア語Ⅳb	1・2・3・4前・後		1			○								兼1
	上級ロシア語Ⅰ	2・3・4前		1			○								兼1
	上級ロシア語Ⅱ	2・3・4前		1			○								兼1
	上級ロシア語Ⅲ	2・3・4後		1			○								兼1
	上級ロシア語Ⅳ	2・3・4後		1			○								兼1
	特修ロシア語Ⅰ	1・2・3・4後		1			○								兼1
	特修ロシア語Ⅱ	2・3・4前		1			○								兼1

共通教養科目
 共通基盤科目
 外国語科目

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考		
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手			
共通教養科目	自然の分野	コンピュータ概論	1・2・3・4前・後		2	○									兼2	
		物理学	1・2・3・4前・後	2		○									兼2	
		生命科学	1・2・3・4前・後	2		○									兼1	
		科学技術史	1・2・3・4前・後	2		○									兼2	
		小計 (13科目)	—	0	24	2	—			0	0	0	0	0	兼15	
	人間形成の分野	キャリアデザイン	1・2・3・4前・後	2		○									兼4	
		国内インターンシップ	1・2・3・4前・後	2		※			○						兼1	※講義
		海外インターンシップ	1・2・3・4前・後	2		※			○						兼1	※講義
		体験型研修	1・2・3・4前・後	2		○			○	※					兼3	※実習
		手話入門	1・2・3・4前・後	2		○			○						兼2	共同
		神奈川大学の歴史	1・2・3・4前・後	2		○			○						兼1	
		健康科学とスポーツ I	1・2・3・4前	1					○						兼7	オムニバス・異課(一部)
		健康科学とスポーツ II	1・2・3・4後	1					○						兼8	オムニバス・異課(一部)
		教養スポーツ	1・2・3・4前・後	1					○						兼15	
		公衆衛生	1・2・3・4前・後	2			○								兼1	
		芸術	1・2・3・4前・後	2			○								兼1	
	小計 (11科目)	—	0	19	0	—			0	0	0	0	0	兼34		
	現代社会と市民	社会と人間	1・2・3・4前・後	2			○								兼2	
		科学技術と社会	1・2・3・4前・後	2			○								兼1	
世界の中の日本		1・2・3・4前・後	2			○								兼1		
公共の新しいかたちをもとめて		1・2・3・4前・後	2			○								兼5		
社会生活とスポーツ		1・2・3・4前・後	2			○								兼1		
環境と社会		1・2・3・4前・後	2			○								兼2		
科学の世界		1・2・3・4前・後	2			○								兼11	オムニバス	
小計 (7科目)		—	0	14	0	—			0	0	0	0	0	兼23		
専攻科目	概論	計算機科学概論	1前	2			○			1						
		情報基盤と情報倫理	1後	2			○			1						
		計算機システム基礎	2前	2			○				1					
		小計 (3科目)	—	6	0	0	—			1	1	0	0	0	0	
	基礎	離散数学 I	1前	2			○			1				1		
		離散数学 I 演習	1前	2				○		1				1		
		離散数学 II	1後	2			○			1						
		離散数学 II 演習	1後	2				○							兼1	
		確率統計学	2前	2			○			1						
		アルゴリズム論	2後	2			○			1						
	小計 (6科目)	—	12	0	0	—			4	0	0	0	1	兼1		
	プログラミング	情報科学リテラシー	1前	4			○	※		1				2		※演習
		プログラミングA	1後	2			○			1						
		プログラミングA演習	1後	4				○		3				3	兼1	共同
		プログラミングB	2前	4			○	※		1	1			2	兼1	共同 ※演習
		小計 (4科目)	—	14	0	0	—			6	1	0	0	3	兼1	
	プロジェクト	計算機科学実験	2後	2					○	1	1			2		オムニバス
情報ゼミナール		3後	2					○	8	2						
輪講 I		4前	1					○	8	2						
卒業研究 I		4前	4					○	8	2						
輪講 II		4後	1					○	8	2						
卒業研究 II		4後	4					○	8	2						
小計 (6科目)	—	14	0	0	—			8	2	0	0	2	0			
選択必修科目	応用	データベースシステム	2前	2			○			1						
		計算機アーキテクチャ	2後	2			○				1					
		オペレーティングシステム	2後	2			○			1						

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考			
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手				
専攻科目	選択必修科目 応用	ソフトウェア工学	2後	2		○			1								
		情報システム論	3前	2		○			1								
		情報セキュリティ	3前	2		○			1								
		人工知能Ⅰ	3前	2		○			1								
		コンピュータネットワーク	3後	2		○	※		1								※演習
	小計(8科目)	—	0	16	0	—			5	1	0	0	0	0	0		
	概論	情報職業論	2前		2		○										兼1
		情報英語	3前		2		○				1						
		小計(2科目)	—	0	4	0	—			0	1	0	0	0	0	兼1	
	基礎	オートマトン理論	2前		2		○			1							
		算譜言語論	3前		2		○			1							
		情報理論	3前		2		○										兼1
		コンパイラ	3後		2		○			1							
		解析Ⅰ	1前		2		○										兼1
		線形代数Ⅰ(行列)	1前		2		○										兼1
		数学演習Ⅰ	1前		2			○									兼1
		解析Ⅱ	1後		2		○										兼1
		線形代数Ⅱ(線形空間)	1後		2		○										兼1
		数学演習Ⅱ	1後		2			○									兼1
		解析Ⅲ	2前		2		○										兼1
		線形代数Ⅲ(標準形)	2前		2		○										兼1
		代数学Ⅰ	2前		2		○										兼1
		幾何学Ⅰ	2前		2		○										兼1
		確率論Ⅰ	2前		2		○										兼1
		微分方程式論Ⅰ	2後		2		○										兼1
		複素関数論Ⅰ	2後		2		○										兼1
	代数学Ⅱ	2後		2		○										兼1	
幾何学Ⅱ	2後		2		○										兼1		
確率論Ⅱ	2後		2		○										兼1		
微分方程式論Ⅱ	3前		2		○										兼1		
小計(21科目)	—	0	42	0	—			2	0	0	0	0	0	兼8			
プログラミング	関数型プログラミング	2後		2		○				1							
	オブジェクト指向プログラミング	3前		2		○				1							
	小計(2科目)	—	0	4	0	—			0	2	0	0	0	0			
応用	情報検索	2後		2		○	※		1							※演習	
	自然言語解析	3前		2		○			1								
	画像情報処理	3前		2		○			1								
	コンピュータグラフィックス	3前		2		○	※		1							※演習	
	情報科学特論Ⅰ	3前		1		○										兼1	
	情報科学特論Ⅱ	3前		1		○										兼1	
	人工知能Ⅱ	3後		2		○			1								
	情報科学特論Ⅲ	3後		1		○										兼1	
	情報科学特論Ⅳ	3後		1		○										兼1	
小計(9科目)	—	0	14	0	—			3	0	0	0	0	0	兼4			
プロジェクト	計算機科学発展演習	3前		2			○		4	1							
小計(1科目)	—	0	2	0	—			4	1	0	0	0	0				
合計(278科目)		—	56	346	2	—			8	2	0	0	3	兼197			
学位又は称号	学士(情報学)		学位又は学科の分野				理学・工学関係										

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
1 以下の条件を満たし、総単位数124単位以上を修得することを卒業要件とする。 (1) 共通教養科目群から、共通基盤科目①から④までと共通テーマ科目⑤を含む32単位以上 ①初年次ゼミナール2単位(必修) ②外国語科目から英語8単位(必修) ③人文・社会・自然の分野からそれぞれ4単位以上 ④人間形成の分野から2単位以上 ⑤現代社会と市民から2単位以上 (2) 専攻科目群から次の①から③を含む92単位以上 ①必修科目46単位 ②選択必修科目から14単位以上 ③選択科目から32単位以上 2 履修科目の登録は、年間48単位を上限とする。	1学年の学期区分	2期
	1学期の授業期間	14週
	1時限の授業時間	100分

(注)

- 1 学部等、研究科等若しくは高等専門学校の学科の設置又は大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科における通信教育の開設の届出を行おうとする場合には、授与する学位の種類及び分野又は学科の分野が同じ学部等、研究科等若しくは高等専門学校の学科(学位の種類及び分野の変更等に関する基準(平成十五年文部科学省告示第三十九号)別表第一備考又は別表第二備考に係るものを含む。)についても作成すること。
- 2 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科若しくは高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合、大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は、この書類を作成する必要はない。
- 3 開設する授業科目に応じて、適宜科目区分の枠を設けること。
- 4 「授業形態」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 5 「授業形態」の欄は、各授業科目について、該当する授業形態の欄に「○」を記入すること。ただし、専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の授業科目のうち、臨地実務実習については「実験・実習」の欄に「臨」の文字を、連携実務演習等については「演習」又は「実験・実習」の欄に「連」の文字を記入すること。
- 6 課程を前期課程及び後期課程に区分する専門職大学若しくは専門職大学の学部等を設置する場合又は前期課程及び後期課程に区分する専門職大学の課程を設置し、若しくは変更する場合は、次により記入すること。
 - (1) 各科目区分における「小計」の欄及び「合計」の欄には、当該専門職大学の全課程に係る科目数、「単位数」及び「専任教員等の配置」に加え、前期課程に係る科目数、「単位数」及び「専任教員等の配置」を併記すること。
 - (2) 「学位又は称号」の欄には、当該専門職大学を卒業した者に授与する学位に加え、当該専門職大学の前期課程を修了した者に授与する学位を併記すること。
 - (3) 「卒業・修了要件及び履修方法」の欄には、当該専門職大学の卒業要件及び履修方法に加え、前期課程の修了要件及び履修方法を併記すること。

科目 区分	授業科目の名称	配当年度	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
	中級韓国語Ⅲa	1・2・3・4前・後		1			○								兼1
	中級韓国語Ⅲb	1・2・3・4前・後		1			○								兼1
	中級韓国語Ⅳa	1・2・3・4前・後		1			○								兼1
	中級韓国語Ⅳb	1・2・3・4前・後		1			○								兼1
	上級韓国語Ⅰ	2・3・4前		1			○								兼1
	上級韓国語Ⅱ	2・3・4前		1			○								兼1
	上級韓国語Ⅲ	2・3・4後		1			○								兼1
	上級韓国語Ⅳ	2・3・4後		1			○								兼1
	特修韓国語Ⅰ	1・2・3・4後		1			○								兼1
	特修韓国語Ⅱ	2・3・4前		1			○								兼1
	初級スペイン語Ⅰa	1・2・3・4前・後		1			○								兼2
	初級スペイン語Ⅰb	1・2・3・4前・後		1			○								兼2
	初級スペイン語Ⅱa	1・2・3・4前・後		1			○								兼2
	初級スペイン語Ⅱb	1・2・3・4前・後		1			○								兼2
	中級スペイン語Ⅰa	1・2・3・4前・後		1			○								兼2
	中級スペイン語Ⅰb	1・2・3・4前・後		1			○								兼2
	中級スペイン語Ⅱa	1・2・3・4前・後		1			○								兼2
	中級スペイン語Ⅱb	1・2・3・4前・後		1			○								兼2
	中級スペイン語Ⅲa	1・2・3・4前・後		1			○								兼1
	中級スペイン語Ⅲb	1・2・3・4前・後		1			○								兼1
	中級スペイン語Ⅳa	1・2・3・4前・後		1			○								兼1
	中級スペイン語Ⅳb	1・2・3・4前・後		1			○								兼1
	上級スペイン語Ⅰ	2・3・4前		1			○								兼1
	上級スペイン語Ⅱ	2・3・4前		1			○								兼1
	上級スペイン語Ⅲ	2・3・4後		1			○								兼1
	上級スペイン語Ⅳ	2・3・4後		1			○								兼1
	特修スペイン語Ⅰ	1・2・3・4後		1			○								兼1
	特修スペイン語Ⅱ	2・3・4前		1			○								兼1
	初級中国語Ⅰa	1・2・3・4前・後		1			○								兼2
	初級中国語Ⅰb	1・2・3・4前・後		1			○								兼2
	初級中国語Ⅱa	1・2・3・4前・後		1			○								兼2
	初級中国語Ⅱb	1・2・3・4前・後		1			○								兼2
	中級中国語Ⅰa	1・2・3・4前・後		1			○								兼2
	中級中国語Ⅰb	1・2・3・4前・後		1			○								兼2
	中級中国語Ⅱa	1・2・3・4前・後		1			○								兼2
	中級中国語Ⅱb	1・2・3・4前・後		1			○								兼2
	中級中国語Ⅲa	1・2・3・4前・後		1			○								兼1
	中級中国語Ⅲb	1・2・3・4前・後		1			○								兼1
	中級中国語Ⅳa	1・2・3・4前・後		1			○								兼1
	中級中国語Ⅳb	1・2・3・4前・後		1			○								兼1
	上級中国語Ⅰ	2・3・4前		1			○								兼1
	上級中国語Ⅱ	2・3・4前		1			○								兼1
	上級中国語Ⅲ	2・3・4後		1			○								兼1
	上級中国語Ⅳ	2・3・4後		1			○								兼1
	特修中国語Ⅰ	1・2・3・4後		1			○								兼1
	特修中国語Ⅱ	2・3・4前		1			○								兼1
	初級ドイツ語Ⅰa	1・2・3・4前・後		1			○								兼2
	初級ドイツ語Ⅰb	1・2・3・4前・後		1			○								兼2
	初級ドイツ語Ⅱa	1・2・3・4前・後		1			○								兼2
	初級ドイツ語Ⅱb	1・2・3・4前・後		1			○								兼2
	中級ドイツ語Ⅰa	1・2・3・4前・後		1			○								兼2

共通教養科目
 共通基盤科目
 外国語科目

科目 区分	授業科目の名称	配当年度	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
	中級ドイツ語 I b	1・2・3・4前・後		1			○							兼2
	中級ドイツ語 II a	1・2・3・4前・後		1			○							兼2
	中級ドイツ語 II b	1・2・3・4前・後		1			○							兼2
	中級ドイツ語 III a	1・2・3・4前・後		1			○							兼1
	中級ドイツ語 III b	1・2・3・4前・後		1			○							兼1
	中級ドイツ語 IV a	1・2・3・4前・後		1			○							兼1
	中級ドイツ語 IV b	1・2・3・4前・後		1			○							兼1
	上級ドイツ語 I	2・3・4前		1			○							兼1
	上級ドイツ語 II	2・3・4前		1			○							兼1
	上級ドイツ語 III	2・3・4後		1			○							兼1
	上級ドイツ語 IV	2・3・4後		1			○							兼1
	特修ドイツ語 I	1・2・3・4後		1			○							兼1
	特修ドイツ語 II	2・3・4前		1			○							兼1
	初級フランス語 I a	1・2・3・4前・後		1			○							兼2
	初級フランス語 I b	1・2・3・4前・後		1			○							兼2
	初級フランス語 II a	1・2・3・4前・後		1			○							兼2
	初級フランス語 II b	1・2・3・4前・後		1			○							兼2
	中級フランス語 I a	1・2・3・4前・後		1			○							兼2
	中級フランス語 I b	1・2・3・4前・後		1			○							兼2
	中級フランス語 II a	1・2・3・4前・後		1			○							兼2
	中級フランス語 II b	1・2・3・4前・後		1			○							兼2
	中級フランス語 III a	1・2・3・4前・後		1			○							兼1
	中級フランス語 III b	1・2・3・4前・後		1			○							兼1
	中級フランス語 IV a	1・2・3・4前・後		1			○							兼1
	中級フランス語 IV b	1・2・3・4前・後		1			○							兼1
	上級フランス語 I	2・3・4前		1			○							兼1
	上級フランス語 II	2・3・4前		1			○							兼1
	上級フランス語 III	2・3・4後		1			○							兼1
	上級フランス語 IV	2・3・4後		1			○							兼1
	特修フランス語 I	1・2・3・4後		1			○							兼1
	特修フランス語 II	2・3・4前		1			○							兼1
	初級ロシア語 I a	1・2・3・4前・後		1			○							兼2
	初級ロシア語 I b	1・2・3・4前・後		1			○							兼2
	初級ロシア語 II a	1・2・3・4前・後		1			○							兼2
	初級ロシア語 II b	1・2・3・4前・後		1			○							兼2
	中級ロシア語 I a	1・2・3・4前・後		1			○							兼2
	中級ロシア語 I b	1・2・3・4前・後		1			○							兼2
	中級ロシア語 II a	1・2・3・4前・後		1			○							兼2
	中級ロシア語 II b	1・2・3・4前・後		1			○							兼2
	中級ロシア語 III a	1・2・3・4前・後		1			○							兼1
	中級ロシア語 III b	1・2・3・4前・後		1			○							兼1
	中級ロシア語 IV a	1・2・3・4前・後		1			○							兼1
	中級ロシア語 IV b	1・2・3・4前・後		1			○							兼1
	上級ロシア語 I	2・3・4前		1			○							兼1
	上級ロシア語 II	2・3・4前		1			○							兼1
	上級ロシア語 III	2・3・4後		1			○							兼1
	上級ロシア語 IV	2・3・4後		1			○							兼1
	特修ロシア語 I	1・2・3・4後		1			○							兼1
	特修ロシア語 II	2・3・4前		1			○							兼1
	日本語 I a	1・2・3・4前・後		1			○							兼1
	日本語 I b	1・2・3・4前・後		1			○							兼1

共通教養科目
 共通基盤科目
 外国語科目

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考		
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手			
共通教養科目	自然の分野	生命科学	1・2・3・4前・後	2			○								兼1	
		科学技術史	1・2・3・4前・後	2			○								兼2	
		小計 (13科目)	—	0	24	2	—			1	0	0	1	0	兼13	
	人間形成の分野	キャリアデザイン	1・2・3・4前・後	2			○								兼4	
		国内インターンシップ	1・2・3・4前・後	2			※		○						兼1	※講義
		海外インターンシップ	1・2・3・4前・後	2			※		○						兼1	※講義
		体験型研修	1・2・3・4前・後	2			○								兼3	※実習
		手話入門	1・2・3・4前・後	2			○								兼2	共同
		神奈川大学の歴史	1・2・3・4前・後	2			○								兼1	
		健康科学とスポーツ I	1・2・3・4前	1					○						兼7	オムニバス・異時(一部)
		健康科学とスポーツ II	1・2・3・4後	1					○						兼8	オムニバス・異時(一部)
		教養スポーツ	1・2・3・4前・後	1					○						兼15	
		公衆衛生	1・2・3・4前・後	2			○								兼1	
	芸術	1・2・3・4前・後	2			○								兼1		
	小計 (11科目)	—	0	19	0	—			0	0	0	0	0	兼34		
現代社会と市民	社会と人間	1・2・3・4前・後	2			○								兼2		
	科学技術と社会	1・2・3・4前・後	2			○								兼1		
	世界の中の日本	1・2・3・4前・後	2			○								兼1		
	公共の新しいかたちをもとめて	1・2・3・4前・後	2			○								兼5		
	社会生活とスポーツ	1・2・3・4前・後	2			○								兼1		
	環境と社会	1・2・3・4前・後	2			○								兼2		
	科学の世界	1・2・3・4前・後	2			○								兼11	オムニバス	
小計 (7科目)	—	0	14	0	—			0	0	0	0	0	兼23			
基礎科目	必修科目	線形代数 I (行列)	1前	2			○			1			1			
		解析 I	1前	2			○				1			1		
		情報処理演習 I	1後	1				○							兼1	
		解析 II	1後	2			○				1			1		
		線形代数 II (線形空間)	1後	2			○				1			1		
		解析 III	2前	2			○				1			1		
	小計 (6科目)	—	11	0	0	—			1	1	0	1	0	兼1		
専攻科目	必修科目	計算機概論 I	1前	2			○			1						
		論理学演習	1前	2				○				1				
		システム数理概論	1前	2			○	※		2	1					オムニバス 実演習
		情報リテラシ演習	1前	4			※	○		1	1					共同 ※講義
		計算機概論 II	1後	2			○			1						
		離散数学	1後	2			○			1						
		離散数学演習	1後	2				○		1			1			共同
		プログラミング技法 I	1後	2			○			1						
		プログラミング技法 I 演習	1後	4				○	※	1	1		2	1		共同 ※実習
		グラフ理論	2前	2			○			1						
		確率統計学 I	2前	2			○			1						
		プログラミング技法 II	2前	2			○			1						
		プログラミング技法 II 演習	2前	2				○	※	1	1		2	1		共同 ※実習
		確率統計学 II	2後	2			○			1						
		アルゴリズムとデータ構造	2後	2			○			1						
		技術者倫理	2後	2			○								兼1	
		特別演習 I	3前	2				○		7	3		6			共同(一部)
		知的財産権	3前	2			○								兼1	
特別演習 II	3後	2				○		7	3		6			共同(一部)		
卒業研究 I	4前	4				○		7	3		6			共同(一部)		
卒論ゼミ I	4前	1				○		7	3		6			共同(一部)		

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考		
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手			
目修科	卒業研究Ⅱ	4後	4				○		7	3		6		共同(一部)		
	卒論ゼミⅡ	4後	1				○		7	3		6		共同(一部)		
	小計(23科目)	—	52	0	0	—			7	3	0	6	1	兼2		
専攻科目	(共通) A群	計算機概論Ⅲ	2前		2		○		※	1			1		共同 ※実習 共同 ※実習	
		マルチメディア	2後		2		○		※	1			1			
		複素解析学	2後		2		○			1						
		データベースシステム	3前		2		○									兼1
		情報理論	3前		2		○			1						
		ゲーム理論	3後		2		○			1						
		小計(6科目)	—	0	12	0	—			3	0	0	1	0	兼1	
	(高信頼システム) B群	情報論理学	2後		2		○				1					
		情報代数学	3前		2		○				1					
		計算と論理	3前		2		○				1					
		位相幾何学	3前		2		○			1						
		位相と論理	3後		2		○				1					
		システム検証	3後		2		○				1					
		小計(6科目)	—	0	12	0	—			1	1	0	0	0	0	
	(セキュリティシステム) C群	オートマトンとコンパイラ	2前		2		○			1						
		情報セキュリティ	3前		2		○			1						
		計算可能性	3前		2		○			1						
		暗号理論	3後		2		○			1						
		計算の複雑さ	3後		2		○			1						
プライバシー保護		3後		2		○								兼1		
	小計(6科目)	—	0	12	0	—			2	0	0	0	0	兼1		
(複雑知能システム) D群	システム工学	2後		2		○			1							
	人工知能	3前		2		○			1							
	非線形数理	3前		2		○				1						
	ベイジ理論	3前		2		○			1		1					
	機械学習	3後		2		○			1							
	複雑系と生命数理	3後		2		○			1							
	小計(6科目)	—	0	12	0	—			3	1	0	0	0	0		
(データ分析システム) E群	数値解析	2前		2		○			1							
	意思決定論	2後		2		○								兼1		
	多変量解析	3前		2		○			1							
	最適化数理	3前		2		○				1						
	データマイニング	3後		2		○					1			兼1		
	シミュレーション技法	3後		2		○			1							
	小計(6科目)	—	0	12	0	—			2	1	0	0	0	兼1		
関連科目	情報と倫理	1後		2		○								兼1		
	情報と職業	1後		2		○								兼1		
	小計(2科目)	—	0	4	0	—			0	0	0	0	0	兼2		
合計(275科目)		—	73	326	2	—			7	3	0	6	1	兼195		
学位又は称号	学士(情報学)		学位又は学科の分野				理学・工学関係									

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
1 以下の条件を満たし、総単位数125単位以上を修得することを卒業要件とする。 (1) 共通教養科目群から、共通基盤科目①から④までと共通テーマ科目⑤を含む32単位以上 ①初年次ゼミナール2単位 (必修) ②外国語科目から英語8単位 (必修) ③人文・社会・自然の分野からそれぞれ4単位以上 ④人間形成の分野から2単位以上 ⑤現代社会と市民から2単位以上 (2) 専攻科目群から次の①、②を含む93単位以上 ①必修科目63単位 ②選択科目のA群、B群、C群、D群、E群から各6単位以上 2 履修科目の登録は、年間48単位を上限とする。	1 学年の学期区分	2期
	1 学期の授業期間	14週
	1 時限の授業時間	100分

(注)

- 1 学部等、研究科等若しくは高等専門学校の学科の設置又は大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科における通信教育の開設の届出を行おうとする場合には、授与する学位の種類及び分野又は学科の分野が同じ学部等、研究科等若しくは高等専門学校の学科 (学位の種類及び分野の変更等に関する基準 (平成十五年文部科学省告示第三十九号) 別表第一備考又は別表第二備考に係るものを含む。) についても作成すること。
- 2 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科若しくは高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合、大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は、この書類を作成する必要はない。
- 3 開設する授業科目に応じて、適宜科目区分の枠を設けること。
- 4 「授業形態」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 5 「授業形態」の欄は、各授業科目について、該当する授業形態の欄に「○」を記入すること。ただし、専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の授業科目のうち、臨地実務実習については「実験・実習」の欄に「臨」の文字を、連携実務演習等については「演習」又は「実験・実習」の欄に「連」の文字を記入すること。
- 6 課程を前期課程及び後期課程に区分する専門職大学若しくは専門職大学の学部等を設置する場合又は前期課程及び後期課程に区分する専門職大学の課程を設置し、若しくは変更する場合は、次により記入すること。
 - (1) 各科目区分における「小計」の欄及び「合計」の欄には、当該専門職大学の全課程に係る科目数、「単位数」及び「専任教員等の配置」に加え、前期課程に係る科目数、「単位数」及び「専任教員等の配置」を併記すること。
 - (2) 「学位又は称号」の欄には、当該専門職大学を卒業した者に授与する学位に加え、当該専門職大学の前期課程を修了した者に授与する学位を併記すること。
 - (3) 「卒業・修了要件及び履修方法」の欄には、当該専門職大学の卒業要件及び履修方法に加え、前期課程の修了要件及び履修方法を併記すること。

目次：設置の趣旨等を記載した書類

- 1 設置の趣旨及び必要性
 - (1) 沿革
 - (2) 情報学部の設置の趣旨及び必要性
 - (3) 情報学部で養成する人材像及び学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）
 - ① 計算機科学科
 - ② システム数理学科
- 2 学部・学科等の特色
 - ① 計算機科学科
 - ② システム数理学科
- 3 学部・学科等の名称及び学位の名称
 - (1) 学部の名称
 - (2) 学科の名称及び学位の名称
 - ① 計算機科学科
 - ② システム数理学科
- 4 教育課程の編成の考え方及び特色
 - (1) 教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）
 - ① 計算機科学科
 - ② システム数理学科
 - (2) 教育課程の編成の考え方
 - ① 計算機科学科
 - ② システム数理学科
- 5 教育方法、履修指導方法及び卒業要件
 - (1) 教育方法
 - ① 計算機科学科
 - ② システム数理学科
 - (2) 履修指導方法
 - ① 計算機科学科

- ② システム数理学科
- (3) 卒業要件
 - ① 計算機科学科
 - ② システム数理学科
- 6 実習の具体的計画
- 7 取得可能な資格
 - ① 計算機科学科
 - ② システム数理学科
- 8 入学者選抜の概要
 - (1) 受入方針（アドミッション・ポリシー）
 - ① 計算機科学科
 - ② システム数理学科
 - (2) 選抜方法
 - (3) 選抜体制
- 9 教員組織の編制の考え方及び特色
 - ① 計算機科学科
 - ② システム数理学科
- 10 施設、設備等の整備計画
 - (1) 校地、運動場の整備計画
 - (2) 校舎等施設の整備計画
 - (3) 図書等の資料及び図書館の整備計画
- 11 管理運営
 - (1) 評議会
 - (2) 情報学部教授会
- 12 自己点検・評価
 - (1) 自己点検・評価の実施体制、活動状況等
 - (2) 自己点検・評価の基本項目
 - (3) 第三者評価
- 13 情報の公表
 - (1) 情報の提供の基本方針

- (2) 情報の提供の基本項目
- 14 教育内容等の改善を図るための組織的な取組
 - (1) FD(ファカルティ・ディベロップメント)活動
 - (2) SD(スタッフ・ディベロップメント)活動
- 15 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制
 - (1) 教育課程内での取組について
 - (2) 教育課程外での取組について
 - (3) 適切な体制の整備について

設置の趣旨等を記載した書類

1 設置の趣旨及び必要性

(1) 沿革

神奈川大学は、昭和3年に横浜の桜木町に創立された横浜学院（翌年横浜専門学校に改称）を嚆矢とする。昭和24年には、学制改革による新制大学としての設置が認可され、「教育基本法(昭和22年法律第25号)及び学校教育法(昭和22年法律第25号)にのっとり、一般教養並びに専門学術の理論及び応用を教授研究し、識見高邁にして実践力に富む人材を育成し、文化の創造発展及び人類の福祉に貢献する」ことを目的に神奈川大学の名称で再出発した。以来、建学の精神として「質実剛健」、「積極進取」、「中正堅実」を掲げ、伝統的に重視してきた教養教育により思考力、判断能力、情報リテラシーなど、人としての基礎力を培い、変容する資本主義社会をしなやかに生き抜く実践的能力と国際的感性を身に付けた良識ある市民を養成し、卓越した研究に基づく教育重視の伝統を堅持して、世界に通用する有為な人材を輩出している。

令和4年4月現在では、法学部、経済学部、経営学部、外国語学部、国際日本学部、人間科学部、理学部、工学部及び建築学部の9学部並びに法学研究科、経済学研究科、経営学研究科、外国語学研究科、人間科学研究科、理学研究科、工学研究科及び歴史民俗資料学研究科の8研究科を擁する総合大学として発展を遂げているが、令和10年の創立100周年に向けて、「社会の変化を見据えた教育組織の構築」及び「時代の変化に対応する教育研究環境の向上」を最重点項目とした計画を進めることにより、新たな時代の知の拠点にふさわしい教育研究活動を展開していくこととしている。

(2) 情報学部の設置の趣旨及び必要性

その教学改革の一環として、平成元年の設置からの歴史と伝統を持つ理学部情報科学科と昭和24年の設置（工学部生産工学専修課程）からの歴史と伝統を持つ工学部情報システム創成学科（平成18年に名称変更）を母体に、令和5年4月に、「情報学部（計算機科学科・システム数理学科）」を新たに

設置することとした。

情報学部の母体となる理学部情報科学科と工学部情報システム創成学科の設置以来、情報科学、並びにそれを処理するコンピュータの仕組みや人と社会に役立つシステムをつくり上げていく力を有する人材教育をそれぞれの学科が目的としてきた。既設の理学部情報科学科と工学部情報システム創成学科では、これまでの情報社会の活動の中で、情報技術者としての自らの高い能力や資質を十分発揮するのみならず、豊かな自己形成及び社会の実現に向けて努力のできる人材の養成を教育基本方針とし、さらに情報技術者としての倫理観を備えた世界に通用する人材を輩出してきた。

一方、21世紀の現代社会は、グローバル化やボーダーレス化とともに環境・エネルギー・食糧などの社会としての諸問題が顕在化する中で、解決の糸口として情報処理技術を活用した分野横断的問題解決思考が求められている。例えば、複数の分野にまたがるビッグデータの活用による問題解決に代表されるようなより高度な知識処理を必要とする情報処理技術の重要性は増すばかりである。その際の情報処理技術においては、急速な進展や社会への浸透の一方で、皮相的でなく本質的に技術を理解している情報技術者の不足が指摘され、そのための人材育成が急務とされている。また、分野横断的問題解決思考においては、多様性を重視し、多角的な視点で社会としての価値や知識を生み出す「共創」の考え方が進展しつつあり、こうした社会背景を踏まえ、情報学の教育・研究においては、従来の理工学の学問領域を超えて各々の分野を横断する組織による高度な教育が求められている。

情報技術により情報社会の進展や共創社会の到来に対応できるような人材の養成を深化・発展させていくためには、これまでの理学部・工学部内での単なる改編では人的、組織的に限界があるため、新たな枠組みの下で、才能ある教員を増やし、多彩な分野を取り入れた新しい柔軟な組織への変革が必要である。

これまでの情報学系分野の再編が情報社会への対応を主眼としていたのに対し、今回の情報学部の設置は、新たな教育体系の構築により、理工学の枠を超えた多様な視点からの情報技術を活用した問題解決策を提案でき、かつ国際化にも対応できる素養を備えた「情報の多様な分野に係る専門家（情

報の専門家)」の養成を通じて、現代社会の問題の克服や豊かで持続可能な社会の実現に寄与するなど、地域社会及び世界に開かれた大学として時代と社会の付託に応えていくものである。この要請に応えるため、情報学部には計算機科学科とシステム数理学科を設置することとした。計算機科学科は情報処理を科学的に理解し包括的で個別システムの制約を超えた応用を得ようとする学問である計算機科学の教育研究を行い、システム数理学科は情報学と数学をもとに知能・生命・社会を主対象とした数理的なモデリング・分析・検証に関わる方法論の教育研究を行う学科とすることとした。これらの分野は、「情報学」を教育研究する際の中核を担う分野であり、またお互いがそれぞれ密接に関連しているので、共同で分野を超えた教育研究を積極的に行う。

上記のような教育環境の実現を目指す情報学部は、横浜市神奈川区六角橋に位置する横浜キャンパスにおいて4年間の一貫教育を行う。横浜キャンパスは、住宅地に囲まれ、周辺住民の日常の生活空間と共存することが求められる学びの場である。この横浜は、近代以降、数多くの起業やイノベーションの中心地であり、また、国際色に富んだ都市である。情報学部の設置の場は、まさに過去と未来、歴史と文化、日本と海外といった多様な学びを可能とする豊富な素材に囲まれた魅力的な立地といえる。このように、いつでも知的刺激を受けることのできる環境の中で、新たな問題発見等、学生の学びの深化が期待できる。また、横浜キャンパスは、他学部も同一キャンパスに存在することから、本学の有する人的、知的財産を共有できる環境といえ、学生は自らの興味をもとに他学部の教育も広く学ぶことができる。

(3) 情報学部で養成する人材像及び学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

情報学は「情報によって世界に意味と秩序をもたらすとともに社会的価値を創造することを目的とし、情報の生成・探索・表現・蓄積・管理・認識・分析・変換・伝達に関わる原理と技術を探求する学問である」とされる[1]。情報学部は、前記(2)に記載する学部設置の必要性に鑑み、情報学の確固たる基礎、幅広い教養、倫理観と一般常識を身に付けた職業人として社会の中核で活躍できる人材の育成を目的とする。本学部の教育課程において、卒

業要件単位を取得した者は、次に掲げる知識、教養、能力を身に付けていると判断し、学士（情報学）の学位が授与される。

ア 人間・社会・自然に絶えず関心を持って問題意識を醸成する能力と、論理的な思考力を身に付けている。

イ 情報の取扱いに関する倫理観を身に付けている。

ウ 幅広い教養と外国語能力を身に付け、国際的な視野で物事を捉える能力を身に付けている。

エ 言語による適切な表現を利用したコミュニケーション能力を身に付けている。

オ 情報学の先端領域の理解を持続的に可能とする基礎的な専門的知識を身に付けている。

カ 情報社会の中核で職業人として社会に貢献できる能力を身に付けている。

参照

- [1] 日本学術会議情報学委員会情報科学技術教育分科会， 大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準：情報学分野， 2016.3.23

① 計算機科学科

計算機科学科は、21世紀の情報社会を担う計算機科学の専門家に求められる強固な基礎知識と考え方、新しい価値を産み出す応用力を修得すると共に、コミュニケーション能力、一般教養及び情報倫理を体得した人材の育成を目的とする。計算機科学科の教育課程において卒業要件単位を修得した者は、次に掲げる教養、知識、能力を身に付けていると判断され、学士（情報学）の学位が授与される。

ア 人文・社会・自然・人間形成に関わる様々な問題を分析・統合する幅広い視野と能力及び情報に対する多元的な素養と確固たる倫理観を身に付けている。

イ 国際的視点や倫理的視点で物事を捉え、コミュニケーション力と技術

- 力に裏付けられた問題解決を実行する能力を身に付けている。
- ウ 情報社会に遍在する様々な問題を情報学の視点から発見する能力を身に付けている。
- エ 発見した問題を分析・統合する論理的思考力と問題の本質を整理し表現する能力を身に付けている。
- オ 情報社会に遍在する様々な問題に対する具体的な解を設計し実現する能力を培っている。

② システム数理学科

システム数理学科は、システムを対象に情報学と数学に基づいた数理的観点からの問題解決を図ることができ、コミュニケーションによる相互連携力や責任感、倫理観を備えた人材の育成を目的としている。システム数理学科の教育課程において卒業要件単位を修得した者は、次に掲げる教養、知識、能力を身に付けていると判断され、学士（情報学）の学位が授与される。

- ア 人文・社会・自然・人間形成に関わる様々な問題を分析・統合する論理的思考力と、問題の本質を整理し表現するシステム数理に関する能力を身に付けている。
- イ 国際的視点や倫理的視点で物事を捉え、コミュニケーション力と技術力に裏付けられた問題解決を実行する能力を身に付けている。
- ウ 情報に関わる幅広い専門知識を有し、それらをもとに他者との共創に活かす能力を身に付けている。

2 学部・学科等の特色

情報学部は、中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」で提言された「高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化」に示された大学の7つの主要機能のうち、「3. 幅広い職業人養成」及び「4. 総合的教養教育」の2つの機能を重点的に担う。

急激な進歩を続ける情報社会を支える職業人を養成するために、本学部では幅広い領域をカバーする情報学基盤2分野を専門とする2学科制を敷き、

後述のように各学科でそれぞれの分野に適した専攻科目を配置して専門教育を行う。

一方で、本学では総合的教養教育のために学部学科によらない共通の教養教育を行っている。この共通教養教育は、自立した良識ある市民としての判断力と実践的能力、国際的感性とコミュニケーション能力を有し、自ら成長することのできる人材を養成することを理念とし、その具現化を目指す為の教育課程が編成されている。

① 計算機科学科

計算機科学科では、情報と計算の基礎理論に立脚して情報処理を科学的に理解し、その表面的な変化に惑わされることなく、長期間に亘って有効な知識と技能を身に付けた職業人を養成するために、計算機科学の専門教育を行う。そのため、計算機科学科の専攻科目教育課程表は、ACM/IEEE Computer Science Curricula 2013 [2] (CS2013 ; 情報処理学会のカリキュラム標準 J17-CS [3] とほぼ同等) を参照して策定されている。CS2013 は、米国の学会 ACM と IEEE によって提示された計算機科学の専門教育課程ガイドラインで、国際的に広く認められている標準的なものなので、就職や他大学への進学など、学生が外部の組織に職業人として移動するにあたって、計算機科学科で修得した事柄を容易に説明することができる。

計算機科学科の専攻科目には必修科目、選択必修科目、選択科目があり、CS2013 でコア単位とされるものが必修及び選択必修科目でほぼ全てカバーされるようにカリキュラムが設計されている。1・2年次では情報数学とプログラミングの習得を必修科目として力を入れ、選択必修科目には人工知能Ⅰ、オペレーティングシステム、アーキテクチャ、データベース、ソフトウェア工学などの科目がある。上位年次ではさらに計算機科学の各分野から算譜言語論、コンパイラ、人工知能Ⅱなどをはじめとする広範囲の選択科目が提供される。また、本学理学部の開講科目から多数の数学科目を選択科目として履修できるようにしており、計算機科学にとって重要な数学的教養を専門的な立場から修得することを奨励している。必修科目と選択必修科目によって計算機科学の基本を修得し、選択科目によって数理的素養を身に付

けると同時に専門をより深く学び、より広い視野を獲得することで、計算機科学科で目指している、情報社会の幅広い分野の中核で活躍するために必要となる長期間に亘って有効な技能を身に付けた職業人の養成を行う。

参照

[2] ACM/IEEE Computer Science Curricula 2013 (CS2013)

<https://www.acm.org/education/curricula-recommendations>

[3] カリキュラム標準コンピュータ科学領域 J17-CS

https://www.ipsj.or.jp/annai/committee/education/j07/ed_j17-CS.html

② システム数理学科

システム数理学科では、情報学と数学をもとに知能・生命・社会がさまざまに絡み合う複雑な対象の問題解決に取り組める職業人を養成するために、情報システムと数理モデリングの専門分野に精通できるシステム数理の専門教育を目指し、少人数教育の実施とともに、入学時から2年の期間を専門基礎課程、後半の2年を専門発展課程として段階的教育を行う。

専門基礎課程は、情報学部が目指す人材養成とその将来の可能性について、本学の初年次ゼミナール「FYS」等を通して周知し、自らの求める将来像や職業像の探求を課し、併せて専門基礎課程の必修科目や選択科目の履修を通じて、システム数理学科の教育目標と特色の理解を促し、専門発展課程での科目選択等に向けた準備期間とする。

3年次前学期からの専門発展課程では、高信頼システム、セキュアシステム、複雑知能システム、データ分析システムのそれぞれの分野で用意した選択科目を中心に専門的な知識と技術を習得する。さらに、より高度で専門的な教育や研究を求める学生は大学院に進学することになる。

これらの科目の狙いとする内容を履修し、深く理解することで、システム数理学科が目指すこれからの共創社会の中で幅広く活躍できる、情報システムと数理モデリングの専門分野に精通した職業人の養成を行う。

3 学部・学科等の名称及び学位の名称

(1) 学部の名称

本学部は、幅広い領域をカバーする情報学基盤2分野を専門とし、情報学の確固たる基礎、幅広い教養、倫理観と一般常識を身に付けた職業人として社会の中核で活躍できる人材を育成することとしている。こうした学部の趣旨及び国際的な通用性、教育研究上の目的等に鑑み、学部の名称は次のとおりとする。

学部の名称：情報学部 Faculty of Informatics

(2) 学科の名称及び学位の名称

① 計算機科学科

本学科では、情報処理を科学的かつ包括的に理解することを目指す計算機科学の教育によって職業人を養成することを目的とすることから、学科の名称は次のとおりとする。

学科の名称：計算機科学科 Department of Computer Science

学位の名称：学士（情報学） Bachelor of Informatics

② システム数理学科

本学科では、情報学と数学に基づいた数理的観点からの問題解決を図るとともに、国際化にも対応できる素養を備えた情報の専門家を養成することを目的とすることから、学科の名称は次のとおりとする。

学科の名称：システム数理学科

Department of Applied Systems and Mathematics

学位の名称：学士（情報学） Bachelor of Informatics

4 教育課程の編成の考え方及び特色

(1) 教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）

情報学部では、高等教育の大衆化の進行と生涯学習への移行を踏まえつつ、学部段階の専門教育では特定分野における完成教育というよりも、生涯学び続ける基礎を培うより普遍的な教育が求められていることから、専門的素養

のある人材として活躍できる基礎的能力や生涯学習の基礎等を培うこととする。具体的には、教養教育とともに、学部段階における専門教育として、基礎・基本を重視しつつ、関連諸科学との関係を教えることなどを通じて、学生が主体的に課題を探求し解決するための基礎となる能力を育成するとともに、卒業後、社会人として成長していく過程において、実務等を通じて、新たな知識や能力を体得していくための資質や能力を育成するための基礎教育を重視することとし、以下に示した方針で教育課程を編成する。

ア 教育課程の編成・実施

- (ア) 入学後の第1 Semesterでは、大学生の心構えと大学での学び方、並びに情報リテラシーを含む社会性を身に付けるために、全学共通の初年次ゼミナール「FYS」を配置している。
- (イ) 全学共通の教養科目により、幅広い教養、自立した良識ある市民としての判断力と実践的能力、国際的感性とコミュニケーション能力を養成する編成としている。
- (ウ) 情報の取扱いに関する倫理観を身に付ける科目を必修科目として配置している。
- (エ) 1年次から基礎的な専攻科目を、上位学年になるとより専門性の高い専攻科目を学び、3年次または3年次後学期からは各研究室に配属されてゼミで学ぶことで、専門知識と社会に貢献できる能力を身に付けられる編成としている。

イ 教育の方法と評価

- (ア) 基礎教育や語学では授業内の小テストを行い、専門教育ではレポートや試験で評価する。
- (イ) 全ての学科に演習が組まれており、レポートや発表で評価する。
- (ウ) 4年次では研究室にて情報学の特定課題について卒業研究を行い、論文や発表で評価する。
- (エ) 単位制度の実質化を図るため、成績評価の方法及び基準を明確化し、成績評価を厳格化する。

① 計算機科学科

計算機科学科では学生の多様な素質や関心に柔軟に応じられる教育課程を用意する。情報にまつわる現象の本質を洞察、解明して情報処理の基礎を理解して情報産業の表面的な変化に右往左往することがなく、包括的で個別システムの制約を超えて応用できて長期間に亘って通用する知識と技能を与えるために、以下に示した方針に基づいて教育課程を編成する。

ア 教育課程の編成・実施

(ア) 社会人の素養としての人間や社会に対する理解力、あるいは他者とのコミュニケーション能力を獲得するために、人文・社会系の科目、外国語科目及び初年次ゼミナール「FYS」やキャリア形成科目等を教養科目として開講している。

(イ) 計算機科学の基礎をなす科目を必修科目とし、情報学の素養を確実に身に付けた上で、高度な専門知識及び時代に即応した最先端知識を培う編成としている。

(ウ) 情報学の基礎を確実に修得し、情報についての多元的な視点を獲得するための科目を選択科目として配置し選択履修できる編成としている。

(エ) 計算機科学の基礎理論から先端応用に亘る選択専門教育科目を配置している。

イ 教育の方法と評価

(ア) 演習・実験科目の充実や情報ゼミナール・卒業研究を通して、少人数制の丁寧で双方向の教育を実現し、原理から原則に基づいて思考する態度を養う。

(イ) 単位制度の実質化を図るため、成績評価の方法及び基準を明確化し、成績評価を厳格化する。

なお、情報学部計算機科学科における学位授与の方針は、教育課程の各科目群に配置している授業科目を体系的に履修することにより達成するものであるが、学位授与の方針を踏まえた教育課程編成の方針と授業科目との主な関係については、カリキュラムマップに示すとおりとしている。

(資料1) カリキュラムマップ

② システム数理学科

システム数理学科の教育課程は「共通教養科目」並びに「専攻科目」から編成している。「専攻科目」は、ディプロマ・ポリシーに挙げた3つの能力「人文・社会・自然・人間形成に関わる様々な問題を分析・統合する論理的思考力と、問題の本質を整理し表現するシステム数理に関する能力」、「情報に関わる幅広い専門知識と、それらをもとに他者との共創に活かす能力」、「国際的視点や倫理的視点で物事を捉え、コミュニケーション力と技術力に裏付けられた問題解決を実行する能力」の修得のため、それぞれに対応する3つの科目群「システム数理科目」「情報共創科目」「問題解決科目」から編成している。

ア 教育課程の編成・実施

(ア) 社会人の素養としての人間や社会に対する理解力、あるいは他者とのコミュニケーション能力を獲得するために、人文・社会系の科目、外国語科目及び初年次ゼミナール「FYS」やキャリア形成科目等を教養科目として開講している。

(イ) システム数理科目

「システム数理科目」は、様々な問題を分析・統合する論理的思考力と、問題の本質を整理し表現するシステム数理に関する能力を修得するための科目群として編成している。

(ウ) 情報共創科目

「情報共創科目」は、情報に関わる幅広い専門知識と、それらをもとに他者との共創に活かす能力を修得するための科目群として編成している。

(エ) 問題解決科目

「問題解決科目」は、国際的視点や倫理的視点で物事を捉え、コミュニケーション力と技術力に裏付けられた問題解決を実行する能力を修得するための科目群として編成している。

イ 教育の方法と評価

(ア) 演習・実験科目の充実や特別演習・卒業研究を通して、少人数制の丁寧で双方向の教育を実現し、基礎並びに発展する内容の理解

に基づいて思考する態度を養う。

(イ) 単位制度の実質化を図るため、成績評価の方法及び基準を明確化し、成績評価を厳格化する。

なお、情報学部システム数理学科における学位授与の方針は、教育課程の各科目群に配置している授業科目を体系的に履修することにより達成するものであるが、学位授与の方針を踏まえた教育課程編成の方針と授業科目との主な関係については、カリキュラムマップに示すとおりとしている。

(資料1) カリキュラムマップ

(2) 教育課程の編成の考え方

ア 共通教養科目

「共通教養科目」では、幅広い分野にわたる教養や基礎的学力、ジェネリック・スキル（一般的・汎用的な有用性をもつスキル）、自立した良識ある市民としての判断力と実践的能力、国際的感性とコミュニケーション能力等の現代職業人に求められる広い視野と教養を身に付けることから、大学で学ぶための技法と思考力を育成する「初年次ゼミナール」、「外国語科目」、「教養基礎演習」、「人文の分野」、「社会の分野」、「自然の分野」、「人間形成の分野」、「現代社会と市民」の8つの科目区分により編成している。

「共通教養科目」における科目区分ごとの授業科目数と単位数は、「初年次ゼミナール」1科目2単位、「外国語科目」157科目161単位、「教養基礎演習」2科目4単位、「人文の分野」12科目24単位、「社会の分野」13科目26単位、「自然の分野」13科目26単位、「人間形成の分野」11科目19単位、「現代社会と市民」7科目14単位としており、「共通教養科目」全体として215科目274単位を配置している。

なお、大学で学ぶにあたっての基礎知識を習得する初年次ゼミナール「FYS」と、英語の基礎的な学力を習得する「英語Ⅰ・Ⅱ (Listening)」、「英語Ⅰ・Ⅱ (Speaking)」、「英語Ⅰ・Ⅱ (Reading)」、「英語Ⅰ・Ⅱ (Writing)」については必修科目としている。

イ 専攻科目

① 計算機科学科

(ア) 科目区分の設定及びその理由

計算機科学科教育課程表専攻科目の5つの区分を、それぞれの設定の理由とともに示す。

- a 概論科目（計算機科学の内容と社会との関わりについての概観）
- b 基礎科目（計算機科学の基礎理論とそのための数学）
- c プログラミング科目（コンピュータプログラミングのスキル）
- d 応用科目（情報処理の諸相）
- e プロジェクト科目（セミナーや輪講を含むプロジェクト学習）

(イ) 各科目区分の科目構成とその理由

計算機科学科教育課程表専攻科目の各科目区分の科目構成を、それぞれの設定の理由とともに示す。

a 概論科目

- (a) 計算機科学の内容概観：「計算機科学概論」、「計算機システム基礎」
- (b) 計算機科学と社会の関わり：「情報基盤と情報倫理」、「情報職業論」、「情報英語」

b 基礎科目

- (a) 計算機科学のための数学：「離散数学Ⅰ」、「離散数学Ⅰ演習」、「離散数学Ⅱ」、「離散数学Ⅱ演習」、「確率統計学」、「解析Ⅰ」、「線形代数Ⅰ（行列）」、「数学演習Ⅰ」、「解析Ⅱ」、「線形代数Ⅱ（線形空間）」、「数学演習Ⅱ」、「解析Ⅲ」、「線形代数Ⅲ（標準形）」、「代数学Ⅰ」、「幾何学Ⅰ」、「確率論Ⅰ」、「微分方程式論Ⅰ」、「複素関数論Ⅰ」、「代数学Ⅱ」、「幾何学Ⅱ」、「確率論Ⅱ」、「微分方程式論Ⅱ」
- (b) 計算機科学の理論：「アルゴリズム論」、「オートマトン理論」、「算譜言語論」、「情報理論」、「コンパイラ」

c プログラミング科目

(a) 初級プログラミング：「情報科学リテラシー」、「プログラミング A」、「プログラミング A 演習」、「プログラミング B」

(b) 中級プログラミング：「関数型プログラミング」、「オブジェクト指向プログラミング」

d 応用科目

(a) 情報検索：「データベースシステム」、「情報検索」

(b) 計算機システム：「計算機アーキテクチャ」、「オペレーティングシステム」、「コンピュータネットワーク」

(c) システム構築：「ソフトウェア工学」、「情報システム論」

(d) セキュリティ：「情報セキュリティ」

(e) 人工知能：「人工知能 I」、「人工知能 II」、「自然言語解析」

(f) 画像処理：「画像情報処理」、「コンピュータグラフィックス」

(g) 先端研究：「情報科学特論 I」、「情報科学特論 II」、「情報科学特論 III」、「情報科学特論 IV」

e プロジェクト科目

(a) 「計算機科学実験」、「情報ゼミナール」、「輪講 I」、「卒業研究 I」、「輪講 II」、「卒業研究 II」、「計算機科学発展演習」

(ウ) 人材養成像やディプロマ・ポリシーを実現するための科目の対応関係

ディプロマ・ポリシーが求める教養、知識、能力と科目の対応を表にする。

ディプロマ・ポリシーの要求事項		科目
ア	人文・社会・自然・人間形成に関わる様々な問題を分析・統合する幅広い視野と能力及び情報に対する多元的な素養と確固たる倫理観を身に付けている。	共通教養科目のうち、初年次ゼミナール「FYS」、人文の分野、社会の分野、自然の分野、人間形成の分野の科目と、計算機科学専攻科目のうち、概論科目、「情報科学特論 I～IV」、「輪講 I・II」

イ	国際的視点や倫理的視点で物事を捉え、コミュニケーション力と技術力に裏付けられた問題解決を実行する能力を身に付けている。	すべての共通教養科目、計算機科学専攻科目のうち、「情報英語」と「輪講Ⅰ・Ⅱ」
ウ	情報社会に遍在する様々な問題を情報学の視点から発見する能力を身に付けている。	計算機科学専攻科目のうち、基礎科目、プログラミング科目
エ	発見した問題を分析・統合する論理的思考力と問題の本質を整理し表現する能力を身に付けている。	計算機科学専攻科目のうち、「離散数学Ⅱ」、「離散数学Ⅱ演習」、プログラミング科目、プロジェクト科目
オ	情報社会に遍在する様々な問題に対する具体的な解を設計し実現する能力を培っている。	計算機科学専攻科目のうち、プログラミング科目、応用科目、及びそれらの基礎となる数学系基礎科目

(エ) 必修科目・選択科目の構成とその理由

計算機科学専攻科目教育課程表の必修科目、選択必修科目、選択科目構成の基準とした ACM/IEEE Computer Science Curricula 2013 (略称 CS2013。情報処理学会のカリキュラム標準 J17 とほぼ同等) では単元を Core/Tier 1、Core/Tier 2、Elective の 3 つに分類し、計算機科学科は、卒業者が Core/Tier 1 の全ての単元と Core/Tier 2 の 80% 程度を修得し、さらにできるだけ多くの Elective 科目を選択すべきだとしている。

必修科目によって、Core/Tier 1 のほとんど（計算機科学科の判断でソフトウェア工学の1時間分の単元を除くこととしたが、他は全て）を必修科目によってカバーする。

必修科目と選択必修科目によって、Core/Tier 2 をカバーする。別途説明するように、卒業要件を満たせば、Core/Tier 2 の80%を超える単元を修得したこととなる。

選択科目として、各教員が自らの専門に近い分野の科目を提供する。その内容のほとんどは、CS2013のElective単元に対応するが、科目によっては、それを超えた最新の内容を教授する場合もある。

(オ) 履修順序（配当年次）の考え方

まず概論の必修科目を修得する。そして、基礎科目とプログラミング科目の必修科目を履修したのちに、応用科目を修得する。最後にプロジェクト科目を履修するのが全体の考え方である。概ね、2年次までにプロジェクト科目以外の必修科目を全て履修し、3年次で選択必修科目を修得、4年次ではプロジェクト科目の必修科目（卒業研究など）を修得する。

(カ) 科目の設定単位数の考え方

CS2013には、各単元に割り当てる時間数の目安が与えられている。そこで、必修科目、選択必修科目については、それぞれがカバーするCS2013単元の目安となる時間数をもとに、CS2013単元以外の材料と演習及び実験に必要な時間数を加え、さらに、本学の授業科目運営の枠組に合わせることも考慮して各科目の学習に必要な時間数を割り出し、それを元に単位数を定めた。

専攻科目の各科目区分の開講単位数についてはカリキュラム表及び卒業要件の項に掲載した。

② システム数理学科

(ア) 科目区分の設定及びその理由

システム数理学科教育課程の専攻科目の3つの区分を、それぞれの設定の理由とともに示す。

- a システム数理科目（論理的思考力とシステム数理に関する能力）
- b 情報共創科目（情報に関わる専門知識と他者との共創能力）
- c 問題解決科目（国際的視点や倫理的視点と問題解決能力）

(イ) 各科目区分の科目構成とその理由

システム数理学科教育課程表専攻科目の各科目区分の科目構成を、それぞれの設定の理由とともに示す。

a システム数理科目

- (a) システム数理を概観：システム数理概論
- (b) 基礎科目：解析Ⅰ、解析Ⅱ、解析Ⅲ、線形代数Ⅰ（行列）、線形代数Ⅱ（線形空間）、情報処理演習Ⅰ
- (c) 論理的思考の根幹：論理学演習、離散数学、離散数学演習
- (d) 数理的モデリングの基礎：グラフ理論、確率統計学Ⅰ、確率統計学Ⅱ
- (e) 高信頼システム科目群（B群）：情報論理学、情報代数学、計算と論理、位相幾何学、位相と論理、システム検証
- (f) セキュアシステム科目群（C群）：オートマトンとコンパイラ、情報セキュリティ、計算可能性、暗号理論、計算の複雑さ、プライバシー保護
- (g) 複雑知能システム科目群（D群）：システム工学、人工知能、非線形数理、ベイズ理論、機械学習、複雑系と生命数理
- (h) データ分析システム科目群（E群）：数値解析、意思決定論、多変量解析、最適化数理、データマイニング、シミュレーション技法

b 情報共創科目

- (a) 計算機の仕組み：計算機概論Ⅰ、計算機概論Ⅱ
- (b) 情報リテラシ技術：情報リテラシ演習、プログラミング技法Ⅰ、プログラミング技法Ⅰ演習、プログラミング技法Ⅱ、プログラミング技法Ⅱ演習、アルゴリズムとデータ構造
- (c) 共通科目群（A群）：計算機概論Ⅲ、マルチメディア、複素解析学、情報理論、データベースシステム、ゲーム理論

(d) 他者との共創能力：特別演習Ⅰ、特別演習Ⅱ、卒論ゼミⅠ、卒論ゼミⅡ

c 問題解決科目

(a) 国際的視点や倫理的視点：技術者倫理、知的財産権

(b) 関連科目：情報と倫理、情報と職業

(c) 問題解決能力：卒業研究Ⅰ、卒業研究Ⅱ

(ウ) 人材養成像やディプロマ・ポリシーを実現するための科目の対応関係

ディプロマ・ポリシーが求める教養、知識、能力と科目の対応を表にする。

ディプロマ・ポリシーの要求事項		科目
ア	人文・社会・自然・人間形成に関わる様々な問題を分析・統合する論理的思考力と、問題の本質を整理し表現するシステム数理に関する能力を身に付けている。	共通教養科目のうち、人文の分野、社会の分野、自然の分野、人間形成の分野の科目と、システム数理学科専攻科目のうち、a システム数理科目
イ	国際的視点や倫理的視点で物事を捉え、コミュニケーション力と技術力に裏付けられた問題解決を実行する能力を身に付けている。	共通教養科目のうち、外国語科目と、システム数理学科専攻科目のうち、c 問題解決科目
ウ	情報に関わる幅広い専門知識を有し、それらをもとに他者との共創に活かす能力を身に付けている。	システム数理学科専攻科目のうち、b 情報共創科目

(エ) 必修科目・選択科目の構成とその理由

専攻科目の3つの区分「a システム数理科目」「b 情報共創科目」「c 問題解決科目」のそれぞれについて、主要な科目を必修科目とし、幅広い分野の専門的な知識を学ぶ科目を選択科目としている。「a システム数理科目」については、「高信頼システム科目群 (B群)」「セキュアシステム科目群 (C群)」「複雑知能システム科目群 (D群)」「データ分析システム科目群 (E群)」に属する科目は選択科目とし、それ以外の科目は全て必修科目である。「b 情報共創科目」について具体的には、「共通科目群 (A群)」に属する科目は選択科目とし、それ以外の科目は全て必修科目である。「c 問題解決科目」について具体的には、「関連科目」に属する科目は選択科目とし、それ以外の科目は全て必修科目である。

(オ) 履修順序 (配当年次) の考え方

「a システム数理科目」と「b 情報共創科目」のうち、数学と情報の必修科目は一通り1・2年次に履修を終え、2・3年次にはそれらを踏まえた選択科目を学び、3・4年次には他者との共創のための必修科目を学ぶことが全体の考え方である。「c 問題解決科目」は1年次から4年次までに配置し、特に卒業研究Ⅰ・Ⅱは全科目の集大成なので4年次に配置している。

(カ) 科目の設定単位数の考え方

科目の設定単位数は、本学の授業科目運営の枠組に合わせることも考慮して各科目の学習に必要な時間数を割り出し、それを元に単位数を定めた。専攻科目の各科目区分の開講単位数についてはカリキュラム表及び卒業要件の項に掲載した。

5 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

(1) 教育方法

本学の学部の教育課程は、Semester制を採用しており、本学部についても、1年間を2Semester (前学期・後学期) とし、4年間で第8Semester

一までとする。また、配当年次は、基礎から発展へと体系的な学修が可能となるよう配慮しており、専門教育においては、専門分野の教育内容ごとに知識や技能を習得し実践に応用するため、授業の内容と科目間の関係や履修の順序に留意するとともに、単位制度設計の観点を踏まえて、特定の学年や学期において偏りのある履修登録がなされないような配当としている。

① 計算機科学科

計算機科学科の授業方法は、講義形式、演習形式及び実験形式の形で行われる。大半は講義形式で行われ、プログラミング及び数学の必修科目には講義形式と演習形式を連携させて開講する。演習形式による授業形態を採る科目については、学生の多様な方面への学習意欲に応えることを目的にした演習科目を開講する他、各研究室に分かれて演習を行う少人数セミナー形式の演習科目を設ける。それ以外に、実験形式による授業形態を採る科目を1科目用意し、より実践的な能力を養う。プログラミング演習にかかる科目のうち、第2段階として開講される科目では、各学生の進度に合わせたきめ細かな指導がこの段階で特に重要であるとの考えから、1クラス50人を上限として複数クラスを開講する。また、学修の仕上げとなる各種プロジェクト科目では、教員1人あたりの学生数を10人程度とすることで、少人数によるきめ細かな指導を行う。

② システム数理学科

システム数理学科の授業方法は、基本的な知識の習得や理解を目的とする教育内容については、講義形式による授業形態を採ることとし、数学理論や情報技術を各対象に対して応用する能力の習得を目的とする教育内容については、演習形式による授業形態を採ることとしている。講義形式や演習形式を主とする科目の中には、数回程度の実験・実習を含む科目も存在する。授業の内容に応じた学生数の設定については、講義科目は最大で200人、演習科目は最大で50人としている。なお、演習科目の多くで、助教等を含めて複数教員を配置し、教員1人あたりの学生数に十分配慮した体制とする。また、学修の仕上げとなる4年次からの卒業研究では、教

員1人あたりの学生数10人程度に対し、学科全体で連携したきめ細やかな指導を行う。

(2) 履修指導方法

履修指導方法は、授業を受ける学生に対して、教員が相談に応じる専用の時間を設けることにより、個別のきめ細やかな履修指導を行う体制を整えるとともに、履修ガイダンスを実施したうえで、個別の履修相談に応じるなど、学生への履修指導体制を整備することとしている。

また、2単位の授業科目を履修するためには1週当たり4時間の予習・復習を行う時間の確保が必要であることなど、単位制度の実質化の観点を踏まえたうえで、学生の主体的な学びを促し、教室における授業と教室外での学習を合わせた充実した授業を展開することにより学習効果を高めることから、卒業要件として学生が修得すべき単位数について、学期当たりに履修科目として登録することができる標準的な単位数の上限を24単位と定めている。

① 計算機科学科

学部教育段階では、基礎的な専門知識や技能を確実に習得させることに重点を置くことが重要であるとの認識のもとに、次のとおり、2年次から3年次への進級について進級要件を設けるとともに、各専門分野の学問体系と学修段階に即した授業科目を配置することで、特定の学期における偏りのある履修登録を避け、学生が学修目標に沿った適切な授業科目の履修が可能となるよう養成する具体的な人材像に対応した典型的な履修モデルを提示することとしている。

(資料2) 履修モデル

ア 進級要件

(ア) 2年次から3年次への進級について

2年以上在学し、卒業要件単位数のうち、初年次ゼミナール2単位及び外国語科目の英語(必修)4単位を含む60単位以上を修得しなければならない。

また、直前の学期のGPAが3.0以上の成績優秀者については、申請によ

り、半期4単位まで、履修登録の上限を超えた履修登録を認めており、学ぶ意欲が高い学生の学習意欲を削がないような工夫をしている。

このように、計算機科学科では、質保証システムの整備と確立に向けて、個別の学生に対する履修指導体制を整えることとしているが、継続して履修指導方法の整備と充実に努める。

② システム数理学科

学部教育段階では、基礎的な専門知識や技能を確実に習得させることに重点を置くことが重要であるとの認識のもとに、次のとおり、各年次への進級について進級要件を設けるとともに、各専門分野の学問体系と学修段階に即した授業科目を配置することで、特定の学期における偏りのある履修登録を避け、学生が学修目標に沿った適切な授業科目の履修が可能となるよう養成する具体的な人材像に対応した典型的な履修モデルを提示することとしている。

(資料2) 履修モデル

ア 進級要件

(ア) 1年次から2年次への進級について

1年次終了までに、卒業要件単位数のうち、初年次ゼミナール2単位を含む24単位以上を修得しなければならない。

(イ) 2年次から3年次への進級について

2年次終了までに、卒業要件単位数のうち、「システム数理概論」2単位及び1年次履修の外国語科目の英語(必修)4単位を含む64単位以上を修得しなければならない。

(ウ) 3年次から4年次への進級について

3年次終了までに、卒業要件単位数のうち、「情報リテラシ演習」4単位及び「特別演習Ⅰ・Ⅱ」4単位を含む100単位以上を修得しなければならない。

このように、システム数理学科では、質保証システムの整備と確立に向けて、個別の学生に対する履修指導体制を整えることとしているが、継続して履修指導方法の整備と充実に努める。

(3) 卒業要件

① 計算機科学科

計算機科学科における卒業要件は、4年以上在学し、かつ、体系的な授業科目の履修により124単位以上を修得することとし、共通教養科目については必修科目9科目10単位を含む32単位以上を、専攻科目については、「必修科目」から20科目46単位、「選択必修科目」から14単位以上及び「選択科目」から32単位以上を含む92単位以上をそれぞれ修得することとしている。

② システム数理学科

システム数理学科における卒業要件は、4年以上在学し、かつ、体系的な授業科目の履修により125単位以上を修得することとし、共通教養科目については、必修科目9科目10単位を含む32単位以上を、専攻科目については、「基礎科目」及び「必修科目」から必修科目29科目63単位すべてを、選択科目については、「共通科目群（A群）」「高信頼システム科目群（B群）」「セキュアシステム科目群（C群）」「複雑知能システム科目群（D群）」「データ分析システム科目群（E群）」から各6単位以上を含む30単位以上をそれぞれ修得することとしている。

6 実習の具体的計画

教職課程の実習の具体的計画については次のとおりとしている。

ア 実習の目的

観察・参加・実習という方法で教育実践に関わることを通して、教育者としての愛情と使命感を深め、将来教員になるうえでの能力や適性を考えるとともに課題を自覚することを目的としている。一定の実践的指導力を有する指導教員の下で体験を積み、学校教育の実際を体験的・総合的に理解し、教育実践並びに教育実践研究の基礎的な能力と態度を身に付ける。

イ 実習先の確保の状況

既設の理学部及び工学部においては、例年、両学部合わせて約40人が

実習に参加している。令和5年4月の理工系学部再編以降も、理学又は工学関係の分野の学位を授与する理工系学部全体で同程度の参加者数を想定しているが、資料3に示すとおり、この人数の受入れが可能な実習先を十分に確保している。

(資料3) 教育実習実施承認書(写)

ウ 実習水準の確保の方策

教育実習の受講資格として、次の(ア)から(ウ)までの条件を設けている。

(ア) 教育実習の内諾依頼を行う前年度までに次の条件を満たしておくものとする。

- a 「教育の基礎的理解に関する科目等」から12単位以上を修得していること(「教育原論」、「教育と社会」、「教育心理学」を含む)。
- b 「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」から4単位以上を修得していること。
- c 実習教科によって定められている検定試験に合格していること。
- d 対象者は学内で実施する各種基礎学力試験に合格していること。

(イ) 教育実習を行う前年度までに次の条件を満たしておくものとする。

- a 教育実習校から受け入れの内諾を書面にて得ていること。
- b 1・2年次配当の「教育の基礎的理解に関する科目等」の必修科目をすべて及び3年次配当の「教育実習指導Ⅰ」を修得していること。中学校実習の場合は「道徳教育論」も含む。
- c 3年次配当の「教育の基礎的理解に関する科目等」の必修科目「特別支援教育論」、「総合的な学習の時間の指導論」、「教育相談」のうち、2科目以上を修得していること。
- d 「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む)」の「教科教育法」(注)は免許教科に即して4単位修得していること。なお、中学校実習の場合は8単位を修得していることが望ましい。
- e 1・2年次配当の「教科に関する専門的事項」(注)の必修科目をすべて修得し、かつ「教科に関する専門的事項」(注)の修得単位数が24単位以上であること。

f 「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」をすべて修得していること。

g 卒業研究着手の条件が定められている学部・学科は当該要件を満たしていること。

(注) 複数教科の免許取得を希望している場合の「教科教育法」及び「教科に関する専門的事項」は、原則として“教育実習を行う教科”を指すものとする。

(ウ) 教職課程担当の専任教員によって委員会を構成し、年度末に開催する「判定会議」において、成績等を審査し、教育実習の受講資格の可否を認定する。

エ 実習先との連携体制

実習期間に先立って、大学から実習校に対して本学教職課程の教育方針並びに実習生及び訪問指導等に関する情報を提供することとしている。そのうえで、実習校が遠方である学生を除いて多くの実習生に対しては、ゼミナール・研究室指導教員や教員養成カリキュラム委員会委員、教職課程担当教員がその実習校を訪問し、実習校の指導教諭と情報交換を行うこととしている。遠方の実習生に対しては、主に教職課程専任教員が実習校への電話連絡を行うことで、実習生の様子を把握するとともに、学校長や指導教諭と情報交換を行うこととしている。

オ 実習前の準備状況(感染予防対策・保険等の加入状況)

すべての実習生に対して、大学として「学研災付帯賠償責任保険」へ加入している。また、教育実習前の指導科目において、学校における感染症対策の取組、守秘義務、SNS使用の注意点、セクシュアルハラスメント等への注意喚起を行っている。

カ 事前・事後における指導計画

(ア) 事前指導(予復習含む)(3年次後学期から4年次前学期)

a 教職課程専任教員による講義

b 外部講師による特別講義

(イ) 情報教育、人権教育、教育と性、生徒指導

a 上記テーマに関する討論(外部講師による特別講義に関するレポ

ート作成を含む。)

b 授業参観（授業参観後の研究会及び授業レポート作成を含む。)

c 模擬授業と教材研究（学習指導案の作成を含む。)

(ウ) 事後指導（予復習含む）（4年次前学期）

a 実習報告・反省会

b 今後の進路選択授業

c 「教職実践演習（中学・高校）」に向けた課題の整理

キ 教員及び助手の配置並びに巡回指導計画

多くの実習生に対し教職課程担当教員以外にも、ゼミナール・研究室指導教員や教員養成カリキュラム委員会委員も実習事前指導にあたり、それらの教員が実習校を訪問し、実習校の指導教諭と情報交換しつつ、実習生の教壇実習参観及び実習生からの報告に基づいて、実習生に助言し、支援を行う。実習校が遠方の実習生に対しては、主に教職課程専任教員が実習校に電話連絡して実習生の様子を把握したうえで、必要に応じて助言、支援する。実習校訪問を行う教員間で負担が偏らないよう調整を図ったうえで、事前に連絡会を開催し、指導方針・方法について確認を行うこととしている。

ク 実習施設における指導者の配置計画

実習校には教育実習担当の教諭がおり、受入学生の指導をお願いしている。

ケ 成績評価体制及び単位認定方法

学生のクラス担任の教職課程専任教員が、実習校の成績評価を参考に、実習担当者会議の討議を経て評価することとしている。

7 取得可能な資格

① 計算機科学科

計算機科学において取得可能な資格とその取得条件等は、次のとおりである。

資格・免許の種類	取得条件等
----------	-------

中学校教諭一種免許状（数学）	卒業要件に含まれる科目に加えて、教職関連科目を履修することによって中学校教諭一種免許状（数学）を取得することが可能。
高等学校教諭一種免許状（数学・情報）	卒業要件に含まれる科目に加えて、教職関連科目を履修することによって高等学校教諭一種免許状（数学・情報）を取得することが可能。
基本情報技術者	国家資格：（独）情報処理推進機構 当該検定試験に合格することで資格取得可能。専攻科目の履修によって、試験で要求される技術的知識の大半を得ることが可能。
応用情報技術者	国家資格：（独）情報処理推進機構 当該検定試験に合格することで資格取得可能。専攻科目の履修によって、試験で要求される技術的知識の大半を得ることが可能。

② システム数理学科

システム数理学科において取得可能な資格とその取得条件等は、次のとおりである。

資格・免許の種類	取得条件等
中学校教諭一種免許状（数学）	卒業要件に含まれる科目に加えて、教職関連科目を履修することによって中学校教諭一種免許状（数学）を取得することが可能。
高等学校教諭一種免許状（数学・情報）	卒業要件に含まれる科目に加えて、教職関連科目を履修することによって高等学校教諭一種免許状（数学・情報）を取得することが可能。

基本情報技術者	<p>国家資格：（独）情報処理推進機構</p> <p>当該検定試験に合格することで資格取得可能。専攻科目の履修によって、試験で要求される技術的知識の大半を得ることが可能。</p>
応用情報技術者	<p>国家資格：（独）情報処理推進機構</p> <p>当該検定試験に合格することで資格取得可能。専攻科目の履修によって、試験で要求される技術的知識の大半を得ることが可能。</p>
情報セキュリティマネジメント（情報処理技術者）	<p>国家資格：（独）情報処理推進機構</p> <p>当該検定試験に合格することで資格取得可能。専攻科目の履修によって、試験で要求される技術的知識の大半を得ることが可能。</p>
ソフトウェア品質技術者資格	<p>民間資格：（財）日本科学技術連盟</p> <p>当該試験に合格することで資格取得可能。専攻科目の履修によって、試験で要求される技術的知識の大半を得ることが可能。</p>
G 検定（ジェネラリスト検定）	<p>民間資格：（社）日本ディープラーニング協会</p> <p>当該試験に合格することで資格取得可能。専攻科目の履修によって、試験で要求される技術的知識の大半を得ることが可能。</p>
E 資格（エンジニア資格）	<p>民間資格：（社）日本ディープラーニング協会</p> <p>当該試験に合格することで資格取得可能。専攻科目の履修によって、試験で要求される技術的知識の大半を得ることが可能。</p>

8 入学者選抜の概要

(1) 受入方針（アドミッション・ポリシー）

情報学部における入学者選抜の基本方針は、入学志願者の大学教育を受けるに相応しい能力や適性等を多面的に判定し、公正かつ妥当な方法で実施するとともに、学科の教育理念、教育内容等に応じた入学者受入方針を明確にし、これに基づき、入学後の教育との関連を十分に踏まえたうえで、入試方法の多様化、評価尺度の多元化に努めることとしている。

上記基本方針に基づき、情報学部では、人材養成の目的を達成するため、学生に学位を授与するに当たり学生が習得しておくべき能力を含めた学位授与の方針を掲げており、この学位授与の方針を達成するための教育課程の編成としている。

このような情報学部における学位授与の方針と教育課程との関連性を踏まえて、情報学に対する興味と関心や学習意欲を有しており、大学教育を受けるために必要となる基礎的な学力として、高等学校の主要科目における教科書レベルの知識を有している者を受け入れることとしている。具体的には、学科ごとに次に記載する学力と意欲を備えた人物を受け入れる。

① 計算機科学科

ア 高等学校卒業程度の数学、英語、国語等の基礎学力を有する者

イ 新しい勉学の中で自主的・積極的に学ぼうとする明確な目的意識と学修意欲を有する者

ウ 情報学を専門的に学び、修得した考え方や知識を社会に応用しようとする目的意識と学修意欲を有する者

エ 情報学に対する強い興味と探究心を持ち、これらについて深く研究する意欲を有する者

② システム数理学科

ア 高等学校卒業程度の数学、英語、国語等の基礎学力を有する者

イ 新しい勉学の中で自主的・積極的に学ぼうとする明確な目的意識と学修意欲を有する者

ウ 情報学を専門的に学び、修得した考え方や知識を社会に応用しようとする目的意識と学修意欲を有する者

エ 情報学やシステム技術に対する強い興味と探究心を持ち、これらについて深く研究する意欲を有する者

なお、情報学部の入学者の受入方針に対する入学者選抜における判定方法について、上記①及び②のアに掲げた基礎学力を有することについては、書類審査又は学力検査により判定し、上記①及び②のイからオに掲げた興味や意欲を有していることについては、情報技術に関する資格、面接、小論文等により判定することとしている。

(2) 選抜方法

入学者選抜の実施方法は、情報学部における入学者選抜の受入方針を踏まえたうえで、大きく分けて、総合型選抜試験、学校推薦型選抜試験、一般選抜試験及びその他選抜試験の4つの種別により実施するとともに、総合型選抜試験及び学校推薦型選抜試験においては、評価尺度の多元化を推進することから、指定校制推薦入学試験、公募制自己推薦入学試験等により実施することとしている。

なお、募集定員の割合について、令和5年度は、総合型選抜試験、学校推薦型選抜試験及びその他選抜試験を含めた募集定員を3割程度、一般選抜型試験の募集定員を7割程度としている。

ア 総合型選抜試験及び学校推薦型選抜試験

総合型選抜試験及び学校推薦型選抜試験では、「学力の3要素」のうち、「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」を評価するため、次の方法により入学者を選抜することとしている。

① 計算機科学科

試験種別	選抜方法	募集定員 (予定)
指定校制推薦入学試験	書類審査、面接	18人
附属高等学校推薦入学試験		
公募制自己推薦入学試験	書類審査、総合問題、面接	7人

スポーツ重点強化部 推薦入学試験	面接（出願書類として、大会等 成績証明資料等を求める）	2人
スポーツ・音楽推薦 (公募制)入学試験	書類審査、実技、小論文、面接	

② システム数理学科

試験種別	選抜方法	募集定員 (予定)
指定校制推薦入学試験	書類審査、面接	18人
附属高等学校推薦入 学試験		
公募制自己推薦入学 試験	書類審査、総合問題、面接	8人
スポーツ重点強化部 推薦入学試験	面接（出願書類として、大会等 成績証明資料等を求める）	1人
スポーツ・音楽推薦 (公募制)入学試験	書類審査、実技、小論文、面接	

公募制自己推薦入学試験においては、入学志願者の多様な個性や能力、活動実績、プレゼンテーション能力等を評価することとし、入学手続をとった者に対しては、出身高等学校と協力しつつ、入学までに取り組むべき課題を課すなど、入学後の学習のための準備を予め用意することとしている。

また、指定校制推薦入学試験及び附属高等学校推薦入学試験においては、出身高等学校長の推薦に基づき、学科において求める学生像と入学志願者に求める能力や適性等に基づき、調査書等の書類審査や面接等を課すことにより、入学志願者の能力、適性、意欲、関心等を多面的かつ総合的に評価することとしている。

イ 一般選抜試験

一般選抜試験では、「学力の3要素」のうち、「知識・技能」及び「思考力・判断力・表現力」を多面的・総合的に評価するため、次の方法により入学者を選抜することとしている。

① 計算機科学科

試験種別	区分		試験教科等	募集定員 (予定)
一般入学試験	3教科 型 (A 方式)	前期	外国語／数学／理科の 3教科3科目	37人※ ※給費生試験 による一般入 学試験免除者 等を含む
		後期		6人
	得意科目型 (B方式)	外国語又は理科／数学 ／理科の2教科2科目	8人	
	大学入学共通 テスト併用型 (C方式)	大学入学共通テストの 外国語／国語／理科の 3教科から1教科1科 目と、本学試験の数学 1科目	4人	
大学入学共通 テスト利用入 学試験	前期	外国語／国語／数学／ 理科の4教科から外国 語と数学(2科目)を 含む3教科4科目	12人	
	後期		6人	

② システム数理学科

試験種別	区分		試験教科等	募集定員 (予定)
一般入学試験	3教科 型 (A 方式)	前期	外国語／数学／理科の 3教科3科目	42人※ ※給費生試験 による一般入 学試験免除者 等を含む
		後期		6人
	大学入学共通 テスト併用型 (C方式)	大学入学共通テストの 国語／理科の2教科か ら1教科1科目と、本 学試験の外国語／数学 の2教科2科目	7人	
大学入学共通 テスト利用入 学試験	前期	外国語／国語／数学／ 理科の4教科から外国 語と数学(2科目)を 含む3教科4科目	12人	
	後期		6人	

一般入学試験においては、学力検査として、入学志願者の学習能力をできる限り合理的に判定することができるように出題方針を立てることとしている。なお、一般入学試験のほか、給費生を選考する給費生試験も行うこととしており、一般入学試験の A 方式と同様に 3 教科での学力検査を実施することとしている。

また、大学入学共通テスト利用入学試験においては、一般入学試験とは異なる尺度により、受験生の多様な資質や能力などを評価する方法として、大学入学共通テストの成績を利用し、一定の学力水準に達しているか否かの判定に用いることとしている。

ウ その他選抜試験

その他選抜試験として、外国高等学校在学経験者入学試験、卒業生子弟・子女入学試験、社会人入学試験、外国人留学生入学試験及び UNHCR 難民高等教育プログラムによる難民を対象とする推薦入学試験を実施し、若干人の募集を予定している。

なお、外国高等学校在学経験者（帰国生徒等）入学試験においては、書類審査、数学・理科等に関する総合問題及び面接により、卒業生子弟・子女入学試験においては、書類審査、総合問題及び面接により、社会人入学試験においては書類審査、小論文及び面接により、外国人留学生入学試験においては、日本留学試験の結果に加え、書類審査、総合問題及び面接により、UNHCR 難民高等教育プログラムによる難民を対象とする推薦入学試験においては、書類審査及び面接により、入学志願者の能力、適性、意欲、関心等を多面的かつ総合的に評価することとしている。

(3) 選抜体制

入学者選抜の実施体制は、中立・公正に実施することを旨とし、入試問題の漏洩など入学者選抜の信頼性を損なう事態が生じることのないように、学長を中心とする責任体制の明確化、入試センター所長、入試管理委員会委員及び各学部における入試担当教員の選任における適格性の確保、研修の実施など実施体制の充実を図るとともに、教員や職員等の関係者が一体となり、全学的な連携体制の確立に努めることとしている。

試験問題の作成においては、チェック体制を不断に点検するとともに、作題者以外の者を含めた重層な点検を行うことにより、ミスの防止と早期発見に努めることとし、合格者の決定業務においては、電算処理や解答のチェック体制を確立し、点検・確認するとともに、追加合格の決定業務についても、マニュアルを作成するなど、実施体制及び決定手続を明確にすることとしている。

入学志願者の氏名や住所等、選抜を通じて取得した個人情報については、漏洩や選抜以外の目的の利用がないよう、その保護に十分留意しつつ、適切な取り扱いに努めるとともに、入学者選抜の実施に係るミスの防止に努めるため、入学者選抜業務のプロセス全体を把握したうえで、ミスを防止するためのガイドラインの作成により、業務全体のチェック体制を確立することとしている。

9 教員組織の編制の考え方及び特色

情報学部の教員組織については、教育課程の編成方針を踏まえたうえで、主要な分野の授業科目数や単位数に応じて、各教育内容における教育上又は研究上の優れた知識、能力及び実績を有する専任教員を配置しており、情報学の不変的な基礎から、最新の技術・理論に加え、システム・モデリングを深く理解する多彩な教員を配置することとしている。

① 計算機科学科

計算機科学科の専任教員は、既設の理学部情報科学科から10人（うち教授8人）を異動することとしており、大学設置基準に定める基準教員数9人（うち教授5人以上）に対して10人（教授8人、准教授2人）の教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する専任教員を配置することで、教育研究水準の維持向上や教育研究の活性化に支障のないよう配慮した教員組織としている。

上記の専任教員の専門分野は、計算機アーキテクチャ（2人）、プログラミング科学（2人）、画像情報処理（1人）、知能情報学（2人）、情報セキ

セキュリティ（２人）、ソフトウェア工学（１人）である。また、教授・准教授は上記の専門分野で十分な研究業績があり、１０人のうち９人が博士の学位を有している。

専任教員１０人のうち、６０歳代の１人は完成年度前に７０歳の定年を迎えることになるが、本学「特任教員の任用等に関する規程」第１０条により、教学組織の改編等に伴い教育研究上当該教員を欠くことのできない場合には、３月３１日時点で７３歳となるまで特任教員として任用することが可能である。担当科目の継続性を確保のため、当該１人の教員を完成年度である令和８年度まで特任教授として任用することとなる。その他にも６０歳代の２人が完成年度末をもって７０歳の定年を迎えることになるため、後任となる専任教員の補充計画については、学生の教育研究に影響を来すことのないよう早期に公募を実施し機関決定するとともに、今般、新たな学部を設置することから、教員組織の継続的な整備と一層の充実に努める。

（資料４）就業規則施行細則

（資料５）特任教員の任用等に関する規程

（別記様式第３号（その他３））専任教員の年齢構成・学位保有状況

② システム数理学科

システム数理学科の専任教員は、既設の工学部情報システム創成学科から１１人（うち教授５人）、工学部電気電子情報工学科から２人（うち教授１人）及び工学部数学教室から３人（うち教授１人）を異動することとしており、大学設置基準に定める基準教員数９人に対して１６人（教授７人、准教授３人、助教６人）の教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する専任教員を配置することで、教育研究水準の維持向上や教育研究の活性化に支障のないよう配慮した教員組織としている。

上記の専任教員の専門分野は、システム検証（１人）、情報セキュリティ（３人）、知能情報学（３人）、最適化数理（３人）、応用数学（２人）、情報システム（４人）である。また、教授・准教授は上記の専門分野で十分な研究業績があり、また、教授・准教授の１０人全てが博士の学位を有している。

なお教員の年齢構成については、完成年度である令和8年度末(2027年3月31日)の時点で、30歳代4人、40歳代3人、50歳代2人、60歳以上7人となる。このうち、60歳以上の2人は完成年度末をもって70歳の定年を迎えることになるが、後任となる専任教員の補充計画については、学生の教育研究に影響を来すことのないよう早期に公募を実施し機関決定するとともに、教員組織の継続的な整備と一層の充実に努める。

(資料4) 就業規則施行細則

(別記様式第3号(その他3)) 専任教員の年齢構成・学位保有状況

10 施設、設備等の整備計画

(1) 校地、運動場の整備計画

情報学部を設置する本学の横浜キャンパスは、神奈川県横浜市神奈川区に位置し、現在、校地面積は、約95,382㎡を有している。その内、校舎敷地面積が約55,303㎡、運動場面積が約40,079㎡で、運動用設備としては、野球場をはじめ、陸上競技場兼サッカー場、ラグビー場、テニスコート等を備えているとともに、敷地内の空地を利用して、学生が休息するための十分な場所を確保することで、大学教育に相応しいキャンパス環境を整えている。

(2) 校舎等施設の整備計画

本学の横浜キャンパスでは、現在31棟の校舎等施設を有しており、その総面積は約112,303㎡で、学部教育に必要な主な教室等の内訳としては、講義室92室、演習室97室、実験・実習室343室、情報処理室10室、語学学習施設10室の他、教員研究室357室、非常勤講師室、図書館、学長室、会議室、事務室、保健室、学生自習室、学生食堂等を整備している。

情報学部の設置に伴う校舎等施設の整備計画については、講義室、演習室及び実験・実習室を含めて既存の校舎等施設を有効的に利用することとしており、専任教員の研究室については、教員組織として計画している専任教員数26人(教授15人、准教授5人、助教6人)に対して、1室当たり20㎡以上の専任教員研究室26室を設けることとしている。

設備の整備計画については、現在、既設の学部等で使用している教具、校具、その他の備品（教育活動に必要なもので、前述に該当しない備品）を有効的に転用することとしている。

（3）図書等の資料及び図書館の整備計画

神奈川大学図書館は、令和4年4月現在で、3キャンパスの図書館3館合わせて約1,502千点の蔵書を有しており、令和3年4月に開設したみなとみらいキャンパスの図書館には、横浜図書館及び平塚図書館からの移管資料も含めて約153千点を所蔵している。これらに含まれる資料は、資産扱いとなる図書、視聴覚資料、製本雑誌である。利用者はキャンパスを問わず、これら所蔵資料を利用することができる。

雑誌については、3キャンパスで15,594タイトル（うち洋雑誌4,998タイトル）を所蔵しているが、現在は利用の面でも電子ジャーナルのニーズが多く、データベースのパッケージ契約により購読できるタイトルを含めると、令和4年3月現在で21,291タイトルである（パッケージの収録タイトル数は出版社やアグリゲーターにより前後することがある。またオープンアクセスでの提供も増えている）。

電子ジャーナル以外の電子リソースについては、各種データベース、電子書籍等を契約、購入しており、利用者はキャンパス内に限らず、Shibboleth 認証（学認）及びVPN 接続によりリモートでも利用できる環境を提供している。

情報学部の設置以降に、当該学部学生が主に利用する横浜図書館は、地下に積層書庫を持ち、1階から4階までの閲覧空間を持つ独立した建物（15号館）と、隣接の23号館地下書庫及び27号館書庫で構成されている。横浜図書館は1年に渡る地上階の改修工事を終え、創立100周年に向けた将来構想の一環として、令和4年4月にリニューアルオープンした。単なる復旧的な改修ではなく、21世紀型サービスを効率的に提供できるよう、また学校法人神奈川大学における学園全体の総合学術情報センターとしての役割を果たし得る図書館を目指した。新横浜図書館のコンセプトは次のとおりである。

ア 主体的な学修を行う空間の設置

主体的な問題発見・問題解決能力の修得を育成する活動を促すため、図書館の1階に設置した「ラーニング Hive」では学修スタイルに合わせて利用者が選択できる様々な空間と座席を用意している。また個々の融合により創造できる知を想定し、お互いが交流できリラックスできるようなテラスやラウンジのほか、畳の小上がりスペースを配置している。

- ・ 固定 PC 席を削減し、フレキシブルなスペースを拡大提供。
- ・ 潤沢な電源コンセントの準備、Wi-Fi 環境の整備等、より快適な学習環境の維持、提供。
- ・ 学修の成果を形としてアウトプットできるような設備の提供。

イ 学内における様々な学修のサポート

学部・学科の特性に合わせ、資料の収集や活用について専門的に対応できる学部担当のリエゾンライブラリアンを設置し、学生から教員に至るまでサポートできる体制を整えることとしている。また、教室、研究室、図書館以外のラーニング・スペースにおける学術資料の活用を強力にサポートすることとしている。

- ・ 資料の館外貸出のスマートフォンアプリを導入（令和3年度にみなとみらいキャンパスで導入済み）。より利用しやすい環境を整備。
- ・ アプリの導入等、IT化を進めることにより学修支援業務を手厚くし、より一層の教育研究サポートを充実。
- ・ グループワークルームを図書館1階「ラーニング Hive」内に設置。外からも見えるようガラス張りにし、中での活動を可視化。学生同士よい刺激になる効果を目指す。
- ・ 図書館員による授業内ガイダンスの内容を更に充実させ、授業における学術情報の活用をサポート。
- ・ 学生・教員のほか、事務組織における調査業務のサポートを積極的に実施。

ウ 学内外の様々な利用者の受け入れ

社会情勢の変化を踏まえ、施設および資料においてグローバル・ダイバーシティ対応を行い、多様な利用者を受け入れることとしている。ま

た、社会連携として一般公開会員、社会人学生やエクステンションセンター利用者をサポートすることとしている。

- ・ 館内サイン・利用案内・図書館HP等の多言語化。
- ・ 車いすに対応した通路、エレベーターの設置。
- ・ 連携協定を結んだ学外機関の構成員の相互受け入れ。
- ・ 展示、コンサートなどのイベントを活用した地域貢献。

エ 本学の知を集結させたコンテンツの充実

全学の資料を可能な限り図書館に集約し、横浜図書館がハブとなり他キャンパス含め利用者に円滑に資料提供できるようなシステム一体型の図書館を目指すこととしている。

- ・ 電子資料の積極的導入。
- ・ 学外からでも円滑にアクセスできる環境の提供。
- ・ 将来的な資料の電子化を見込み、書架を閲覧スペースなどに転用できるよう柔軟に対応。
- ・ 学位論文を整理所蔵し、閲覧要望にも対応。

オ 時代のニーズに応じ、進化し続ける図書館

学術情報や学修環境に対するニーズは常に変化し続けている。多くのスペースが転用可能なフレキシビリティの高い空間とし、一度の改修をもって数十年間同じ機能のまま使い続けるのではなく、ニーズに応じて継続的に進歩・発展し続ける図書館を目指す。

- ・ 教育的観点から既存の学生スタッフをさらに拡充し、ピアサポートを充実。
- ・ 学内施設との一体活用を前提とし、状況・ニーズに応じた図書館機能の向上を促進。
- ・ 幅広い意見を取り入れ、図書館のサービス・運営に反映。

神奈川大学図書館は、日本図書館協会や私立大学図書館協会への加盟をはじめ、神奈川県図書館協会、横浜市内大学図書館コンソーシアムの主要メンバーとして活動しており、加えて、国立情報学研究所（NII）の目録所在情報システム（NACSIS-CAT/ILL）や、国立国会図書館のデジタル化資料送信サービスに参加している。また、神奈川県立図書館や平塚市立図書

館、大磯町立図書館との相互貸借を含む地域図書館との連携も積極的に図っている。令和元年度からは、KL-NET（神奈川県図書館情報ネットワーク）にも加盟し、神奈川県内の公共図書館及び加盟大学との相互貸借を活発に行っている。

11 管理運営

（1）評議会

既設の大学の教学面における管理運営の体制としては、大学全体の管理運営を統括する評議会を設置し、「神奈川大学評議会規程」の規定に基づき、適切な管理運営を行っている。

評議会の役割は、教学の最高決定機関として、大学全体に関する重要な事項を審議することとしており、その構成は、学長、各学部長及び各学部から選出された2人の専任教員で構成される。なお、評議会の開催については、定例的に月1回程度開催されており、審議事項は、学則及び規程の改廃、学部学科の設置及び改廃、教員人事等としている。

（資料6）神奈川大学評議会規程

（2）情報学部教授会

情報学部の教学面における適切な管理運営を行うことを目的として、情報学部教授会を設置し、「神奈川大学情報学部規程」に基づき、定例教授会を月1回程度開催することとしている。また、情報学部教授会においては、学部の意思決定機関として、教員人事、教育課程、卒業認定等を審議事項としている。

12 自己点検・評価

（1）自己点検・評価の実施体制、活動状況等

本学では、学則第1条に本学の教育研究活動等の目的と自己点検・評価について定めており、自己点検・評価活動を統括するため、「神奈川大学自己点検・評価規程」に基づき、学長の下に、「神奈川大学自己点検・評価全学委員会」を組織している。委員会では、自己点検・評価に関する資料収集、調査研究及び啓発活動、自己点検・評価の実施計画の策定とその進行管理及び

調整、下記（２）の自己点検・評価の基本項目について、学部等実施委員会から提出された報告書の集約及びこれに基づく全体の報告書案の作成、第三者評価の実施及びその機関についての検討、その他自己点検・評価活動に必要な事項を審議している。さらに、同委員会の下に、各学部等における組織ごとの自己点検・評価を行うための学部等実施委員会を設置している。

これまでの主な取組として、学部・学科の各種方針の策定や検証、内部質保証における学習成果の可視化の検討、学生による学習状況調査の結果とその結果を踏まえたFD活動、教育運営（シラバスの充実等）の改善、第三者評価機関からの評価結果に対する改善や卒業生アンケート調査の結果分析と改善などについての自己点検・評価活動を行い公表している。

（２）自己点検・評価の基本項目

本学では、神奈川大学自己点検・評価規程に基づき、理念・目的、教育研究組織、教育内容・方法、学生の受け入れ、学生生活、研究環境、社会貢献、教員組織、事務組織、施設・設備、図書・電子媒体等、管理運営、財務、自己点検・評価、情報公開・説明責任などの基本項目について、自己点検・評価を実施することとしている。

（３）第三者評価

本学では、６年毎に自己点検・評価報告書を作成するとともに、認証評価制度に基づき、平成２１年度、平成２７年度及び令和３年度に、公益財団法人大学基準協会による認証評価を受審、基準への適合の認定を受けている。

自己点検・評価結果等については、ホームページに掲載するとともに、同協会から助言を受けた事項に加え、指摘を受けた事項について、その後の改善活動の進捗状況を各組織に求め、その包括的な結果を、ホームページに公開している。

<https://www.kanagawa-u.ac.jp/disclosure/accreditation/>

13 情報の公表

（１）情報の提供の基本方針

本学では、社会に対する説明責任を果たすことから、積極的な情報の公開に努めてきたところであるが、教育の質を向上させる観点から、学校教育法

施行規則第172条の2第1項の内容を踏まえたうえで、教育研究活動等のさらなる情報の公表に向けての組織的な取組の強化を図ることとしている。

(2) 情報の提供の基本項目

本学における教育研究活動等に関する情報の提供については、大学案内やホームページ等において、次の項目により公表する。

ア 大学の教育研究上の目的に関すること。

イ 教育研究上の基本組織に関すること。

ウ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。

エ 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること。

オ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること。

カ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること。

キ 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。

ク 授業料、入学金その他の大学が徴収する費用に関すること。

ケ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関することなお、上記の情報の提供項目に加えて、学則等各種規程、教育研究活動の情報、教育研究上の目的、自己点検・評価報告書、認証評価結果、事業計画、財政状況、設置認可申請書又は設置届出書、設置計画履行状況報告書等についてもホームページで公表している。

<http://www.kanagawa-u.ac.jp/disclosure/>

14 教育内容等の改善を図るための組織的な取組

(1) FD(ファカルティ・ディベロップメント)活動

本学におけるFD(ファカルティ・ディベロップメント)活動を推進するため、「神奈川大学教育支援センター規程」に基づき、学長の下に、主に各学

部 FD 委員会委員長及び大学院学務委員会委員等からなる「FD・学生支援推進委員会」を組織している。同委員会では、本学の教育理念並びに各学部及び各研究科の教育目標に基づき、教員の自主的・自律的な日常的教育改善を実施する活動及びそれを支援するため、教員と職員とが協働し、本学学生の参画を得て、組織的な研修及び研究を実施する FD 活動を行っている。

具体的には、毎年度、同委員会にて FD 活動の基本方針を策定しており、大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、大学教職員に必要な知識・技能を修得させるとともに、必要な能力及び資質を向上させる新任教員対象 FD 研修会を開催している。その他、教職員を対象に学生の主体的な学びを促進するアクティブ・ラーニングや障がい学生支援の理解等、教育(授業)改善のための FD 研修会を平成 20 年度から毎年開催するとともに、平成 27 年度からは、学生目線で大学教育や学びの実態を把握することを目的として学修状況調査を実施している。

また、大学間 FD 連携としては、平成 20 年度から全国私立大学 FD 連携フォーラム及び FD ネットワーク“つばさ”に加盟し、会員校が連携して FD 活動に取り組んでいる。その他平成 27 年度からは、横浜市内大学(関東学院大学、横浜国立大学)との FD 連携包括協定を締結し、FD 合同連絡会議及びヨコハマ FD フォーラムを開催しており、さらに平成 28 年度からは、横浜市立大学を加えた横浜 4 大学による FD 連携へと広がっている。

これらの FD 活動は、教員の資質の維持向上に繋がっており、FD ニュースレターを発行して学内外にも周知を図っている。

(2) SD(スタッフ・ディベロップメント)活動

大学を取り巻く厳しい状況下において、本学は令和 10 年に迎える創立 100 周年に向け、将来構想を実現するために、大学職員としての能力開発を促し、大学職員として一層の資質の向上を図ることを目的に研修を行っている。

具体的な活動として、教職協働で改善を図るために FD 研修会への参加と職員が大学の運営に必要な知識・技能を身に付け、能力・資質を向上させるために、入職者及び職制別に分類して研修を行っている。その他、大学行政研修、業務推進改革研修及び部課別研修を設け、文教政策や大学を取り巻く

諸課題について改善を図る研修を実施している。

15 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制

(1) 教育課程内での取組について

「共通教養科目」の「共通基盤科目」の「人間形成の分野」に、大学及び学部等の教育上の目的に応じた社会的・職業的自立に関する指導等に関する教育課程内の取組として、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うことを目的とする「キャリアデザイン」、「国内インターンシップ」及び「海外インターンシップ」の3科目を配置している。

「キャリアデザイン」は、「キャリア」の意味と意義を理解し、生涯にわたる人生設計図を描くために、大学で何をどのように学ぶのかを理解すること、働く人を取り巻く世界と日本の環境変化を知ったうえで、自分らしい生き方・働き方をするための基礎的な知識を身に付けること、自分らしいキャリアを歩むために、論理的に考える力を高め、率先して行動できるようになることを目的とした教育内容としている。

また、「国内インターンシップ」及び「海外インターンシップ」は、夏季のインターンシップ実習参加希望者を対象として、社会人と協働するために必要な意識と姿勢、職場実習での要件の理解・習得をテーマに取り組むこととしており、目的意識形成、挨拶・ビジネスマナー、敬語を使った会話、職場での課題対応等の実践的内容をトレーニングすることにより、「就職すること」及び「仕事をする事」が、より一層具体的で身近なものとなることを目的とした教育内容としている。「働くとは何か」、「自分は何に向いているのか」などを実際に体験する場としてインターンシップを行うことにより、就職活動を始める前に、将来への目的意識を明確にするとともに、インターンシップを通じて何を得たのかを考え、企業を選択することにつなげていくこととしている。

(2) 教育課程外での取組について

教育課程外での取組については、主に本学就職支援システムより、業界研究会、合同企業説明会や各種支援対策講座の案内、U・I ターンを含めた求人情報の提供などを行っている。個別相談においては、キャリアコンサルタント

ト（国家資格）の就職アドバイザーが、就職相談を始めとするキャリア相談を実施している。

また、1年次から4年次までの学生を対象に適性試験を実施し、学修状況の把握に努めている。4月、5月には、全学部を対象にした就職ガイダンスを実施し、就職活動の流れ、インターンシップ（実習5日以上）参加への促進、各種講座の紹介などを行い、卒業生の活躍をまとめた「JINDAI CAREERS」も配付している。さらに、2月には、業界研究会、3月には、学内合同企業説明会を大規模に開催しており、業界研究会・合同企業説明会に関する事前ガイダンスも実施している。

（3）適切な体制の整備について

キャリア教育及びインターンシップについては、共通教養教育に関する事項を審議するために設置されている「共通教養教育全学委員会」の下に設置された「共通教養教育センター運営委員会」において検討がなされ、同運営委員会において検討された事項が「各学部教授会」、「評議会」の審議を経て教学としての最終決定がなされた後、実行に移されている。

なお、キャリア教育及びインターンシップに関する事務等は、教務部及び就職支援部が所管している。

以上

資 料 目 次

- 資料 1 カリキュラムマップ
- 資料 2 履修モデル
- 資料 3 教育実習実施承認書(写) ※掲載省略
- 資料 4 就業規則施行細則
- 資料 5 特任教員の任用等に関する規程
- 資料 6 神奈川大学評議会規程

カリキュラムマップ:情報学部システム数理学科

必修科目 選択科目 関連科目

ディプロマポリシー	カリキュラムポリシー	システム数理学科 教育課程体系図								アドミッションポリシー
		1年次 (基礎科目の修得)		2年次 (数理的・論理的手法の修得)		3年次 (発展科目での応用)		4年次 (研究における実践)		
		第1 Semester	第2 Semester	第3 Semester	第4 Semester	第5 Semester	第6 Semester	第7 Semester	第8 Semester	
<p>(F) 人文・社会・自然・人間形成に関わる様々な問題を分析・統合する論理的思考力と、問題の本質を整理し表現するシステム数論に関する能力を身に付けている。</p> <p>(G) 社会的意義としての人間や社会に対する理解力、あるいは他者とのコミュニケーション能力を獲得するために、人文・社会系の科目、外国語科目及び初年度ゼミナール「FYS」やキャリア形成科目等を教育科目として開講している。</p> <p>(H) システム数理学科「システム数理学科」は、様々な問題を分析・統合する論理的思考力と、問題の本質を整理し表現するシステム数論に関する能力を修得するための科目群として編成している。</p>	<p>(F) 社会的意義としての人間や社会に対する理解力、あるいは他者とのコミュニケーション能力を獲得するために、人文・社会系の科目、外国語科目及び初年度ゼミナール「FYS」やキャリア形成科目等を教育科目として開講している。</p> <p>(G) 社会的意義としての人間や社会に対する理解力、あるいは他者とのコミュニケーション能力を獲得するために、人文・社会系の科目、外国語科目及び初年度ゼミナール「FYS」やキャリア形成科目等を教育科目として開講している。</p> <p>(H) システム数理学科「システム数理学科」は、様々な問題を分析・統合する論理的思考力と、問題の本質を整理し表現するシステム数論に関する能力を修得するための科目群として編成している。</p>	共通教育科目 (32単位)								<p>システム数理学科では、人材養成の目的を達成するため、学士に学位を授与するに当たり学生が習得しておくべき能力を含めた学位授与の方針を掲げており、この学位授与の方針を達成するための教育課程の編成としている。</p> <p>このようなシステム数理学科における学位授与の方針と教育課程との関連性を踏まえ、システム数理学科に対する興味と関心や学習意欲を押し、大学教育を受けるために必要となる基礎的な学力として、高等学校の主要科目における教科書レベルの知識を有している者を受け入れることとする。具体的には、次のアからイに記載する学力と意欲を備えた人物を受け入れる。</p> <p>ア 高等学校卒業程度の数学、英語、国語等の基礎学力を有する者</p> <p>イ 新しい勉学の場で自主的・積極的に学び進もうとする明確な目的意識と学習意欲を有する者</p> <p>ウ 情報学を専門的に学び、修得した考え方や知識を社会に活用しようとする目的意識と学習意欲を有する者</p> <p>エ 情報学やシステム技術に対する強い興味と探究心をもち、これらについて深く研究する意欲を有する者</p> <p>なお、システム数理学科の入学者の受入方針に対する入学選抜における判定方法については、上記が掲げた基礎学力を有することにについては、書類審査又は学力検査により判定し、上記から上記に掲げた興味や意欲を有していることについては、面接又は小論文により判定する。</p>
		共通教育科目 (32単位)								
		<p>システム数論</p> <p>情報処理演習I</p> <p>論理学演習</p> <p>離散数学</p> <p>離散数学演習</p> <p>システム数論</p> <p>情報論</p> <p>計算と論理</p> <p>位相幾何学</p> <p>情報代数学</p> <p>情報セキュリティ</p> <p>暗号理論</p> <p>プライバシー保護</p> <p>計算可能性</p> <p>計算の複雑さ</p> <p>非線形数論</p> <p>機械系と生命数論</p> <p>人工知能</p> <p>機械学習</p> <p>確率統計学I</p> <p>確率統計学II</p> <p>ベイズ理論</p> <p>意思決定論</p> <p>多変量解析</p> <p>データマイニング</p> <p>数値解析</p> <p>最適化数論</p> <p>線形代数 (行列)</p> <p>線形代数 (線形空間)</p>								
<p>(I) 国際的視点や倫理的視点で物事を捉え、コミュニケーション力と技術力に磨き付けられた問題解決を実行する能力を身に付けている。</p> <p>(J) 問題解決科目「問題解決科目」は、国際的視点や倫理的視点で物事を捉え、コミュニケーション力と技術力に磨き付けられた問題解決を実行する能力を修得するための科目群として編成している。</p>	<p>(I) 国際的視点や倫理的視点で物事を捉え、コミュニケーション力と技術力に磨き付けられた問題解決を実行する能力を身に付けている。</p> <p>(J) 問題解決科目「問題解決科目」は、国際的視点や倫理的視点で物事を捉え、コミュニケーション力と技術力に磨き付けられた問題解決を実行する能力を修得するための科目群として編成している。</p>	共通教育科目 (32単位)								<p>技術者倫理</p> <p>知的財産権</p> <p>卒業研究I</p> <p>卒業研究II</p>
		<p>情報と倫理</p> <p>情報と職業</p>								
		<p>計算機概論I</p> <p>計算機概論II</p> <p>計算機概論III</p> <p>マルチメディア</p> <p>情報/テラシ演習</p> <p>プログラミング技法I</p> <p>プログラミング技法II</p> <p>プログラミング技法III</p> <p>探索解析学</p> <p>データベースシステム</p> <p>情報理論</p> <p>ゲーム理論</p> <p>特別演習I</p> <p>特別演習II</p> <p>卒業ゼミI</p> <p>卒業ゼミII</p>								
<p>(K) 情報に関わる幅広い専門知識を有し、それらをもとに他者との共創に活かす能力を身に付けている。</p> <p>(L) 情報共創科目「情報共創科目」は、情報に関わる幅広い専門知識と、それらをもとに他者との共創に活かす能力を修得するための科目群として編成している。</p>	<p>(K) 情報に関わる幅広い専門知識を有し、それらをもとに他者との共創に活かす能力を身に付けている。</p> <p>(L) 情報共創科目「情報共創科目」は、情報に関わる幅広い専門知識と、それらをもとに他者との共創に活かす能力を修得するための科目群として編成している。</p>	共通教育科目 (32単位)								<p>卒業研究I</p> <p>卒業研究II</p>
		<p>情報と倫理</p> <p>情報と職業</p>								
		<p>計算機概論I</p> <p>計算機概論II</p> <p>計算機概論III</p> <p>マルチメディア</p> <p>情報/テラシ演習</p> <p>プログラミング技法I</p> <p>プログラミング技法II</p> <p>プログラミング技法III</p> <p>探索解析学</p> <p>データベースシステム</p> <p>情報理論</p> <p>ゲーム理論</p> <p>特別演習I</p> <p>特別演習II</p> <p>卒業ゼミI</p> <p>卒業ゼミII</p>								

履修モデル: 計算機科学科

計算機科学の基盤知識を身に付け技術変化に柔軟に対応する人材を養成するモデル

科目区分	1年次		2年次		3年次		4年次		区分別単位数計	
	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数		
共通教養科目	外国語科目	FYS	2						2	
		英語 I (Listening)	1	英語 I (Reading)	1				8	
		英語 II (Listening)	1	英語 II (Reading)	1					
		英語 I (Speaking)	1	英語 I (Writing)	1					
	英語 II (Speaking)	1	英語 II (Writing)	1						
	教育基礎演習					文章表現基礎演習	2		2	
	人文の分野			心理学	2	文化人類学	2		4	
	社会の分野			日本国憲法	2			ボランティア論	2	4
	自然の分野	基礎物理学	2			科学技術史	2		4	
	人間形成の分野			健康科学とスポーツ I	1			芸術	2	4
健康科学とスポーツ II				1						
共通テーマ科目	科学の世界	2					科学技術と社会	2	4	
専攻科目	必修科目	概論	2	計算機科学概論	2				6	
		情報基盤と情報倫理	2							
		基礎	2	離散数学 I	2	確率統計学	2		12	
		2	離散数学 I 演習	2	アルゴリズム論	2				
	2	離散数学 II	2							
	2	離散数学 II 演習	2							
	プログラミング	4	情報科学リテラシー	4	プログラミングB	4		14		
	2	プログラミングA	2							
	4	プログラミングA演習	4							
	プロジェクト			計算機科学実験	2	情報ゼミナール	2	1	14	
								4		
								1		
								4		
	選択必修科目	応用			データベースシステム	2	情報システム論	2		14
				計算機アーキテクチャ	2	情報セキュリティ	2			
				オペレーティングシステム	2					
				ソフトウェア工学	2	コンピュータネットワーク	2			
選択科目	概論			情報職業論	2	情報英語	2		4	
	基礎	2	解析 I	2	オートマトン理論	2	算語言語論	2	コンパイラ	2
		2	解析 II	2			情報理論	2		16
		2	線形代数 I (行列)	2						
		2	線形代数 II (線形空間)	2						
	プログラミング			関数型プログラミング	2	オブジェクト指向プログラミング	2		4	
応用				情報検索	2	コンピュータグラフィックス	2		6	
						情報科学特論 I	1			
						情報科学特論 III	1			
プロジェクト						計算機科学発展演習	2		2	
年間単位数	40		38		28		18			
合計単位数	124									

履修モデル: 計算機科学科

計算機科学の諸分野の先進的な知識を幅広く身に付け活躍する人材を養成するモデル

科目区分	1年次		2年次		3年次		4年次		区分別単位数計
	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	
共通教養科目	外国語科目	FYS	2						2
		英語 I (Listening)	1	英語 I (Reading)	1				8
		英語 II (Listening)	1	英語 II (Reading)	1				
		英語 I (Speaking)	1	英語 I (Writing)	1				
		英語 II (Speaking)	1	英語 II (Writing)	1				
	教育基礎演習				文章表現基礎演習	2			2
	人文の分野		心理学	2	文化人類学	2			4
	社会の分野		日本国憲法	2			ボランティア論	2	4
	自然の分野	基礎物理学	2		科学技術史	2			4
	人間形成の分野		健康科学とスポーツ I 健康科学とスポーツ II	1 1			芸術	2	4
共通テーマ科目	科学の世界	2				科学技術と社会	2	4	
専攻科目	必修科目	概論	2	計算機科学概論	2				6
		情報基礎と情報倫理	2						12
		基礎	2	確率統計学	2				
		2	アルゴリズム論	2					
	2							14	
	2								
	4	情報科学リテラシー プログラミングA プログラミングA演習	4	プログラミングB	4				
	プロジェクト			計算機科学実験	2	情報ゼミナール	2	1 4 1 4	14
	選択必修科目	応用		データベースシステム 計算機アーキテクチャ オペレーティングシステム ソフトウェア工学	2 2 2 2	情報セキュリティ 人工知能 I コンピュータネットワーク	2 2 2		14
	選択科目	概論		情報職業論	2	情報英語	2		4
		基礎	2	確率論 I	2				12
		2	線形代数 I (行列)	2	確率論 II	2			
		2	解析 II	2					
		2	線形代数 II (線形空間)	2					
	プログラミング					オブジェクト指向プログラミング	2		2
	応用		情報検索	2	自然言語解析 画像情報処理 コンピュータグラフィックス 人工知能 II 情報科学特論 II 情報科学特論 IV	2 2 2 2 1 1			12
	プロジェクト					計算機科学発展演習	2		2
年間単位数	40		38		30		16		
合計単位数	124								

履修モデル:システム数理学科

システム数理の幅広い知識を持ち、特に数理モデリングの分野で活躍する人材を養成するモデル

科目区分	1年次		2年次		3年次		4年次		区分別単位数計	
	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数		
共通教養科目	外国語科目	FYS	2						2	
		英語 I (Listening)	1	実用英語 I	1	実用英語Ⅲ	1		8	
		英語 II (Listening)	1	実用英語 II	1	実用英語Ⅳ	1			
		英語 I (Speaking)	1							
	英語 II (Speaking)	1								
	共通基盤科目	人文の分野	心理学	2	言語学	2	文化人類学	2		6
		社会の分野	国際関係概論	2	経済学	2	ジェンダー論	2		6
		自然の分野	物理科学	2	生命科学	2	科学技術史	2		6
	共通アーサー科目	人間形成の分野			公衆衛生	2				2
		現代社会と市民					環境と社会	2		2
専攻科目	基礎科目	線形代数 I (行列)	2	解析Ⅲ	2				11	
		解析 I	2							
		情報処理演習 I	1							
		解析 II	2							
	必修科目	線形代数 II (線形空間)	2							
		計算機概論 I	2	グラフ理論	2	特別演習 I	2	卒業研究 I	4	
		論理学演習	2	確率統計学 I	2	知的財産権	2	卒論ゼミ I	1	
		システム数理概論	2	プログラミング技法 II	2	特別演習 II	2	卒業研究 II	4	
		情報リテラシ演習	4	プログラミング技法 II 演習	2			卒論ゼミ II	1	
		計算機概論 II	2	確率統計学 II	2				52	
		離散数学	2	アルゴリズムとデータ構造	2					
		離散数学演習	2	技術者倫理	2					
	プログラミング技法 I	2								
	選択科目	プログラミング技法 I 演習	4							
		(共通) A 群		複素解析学	2	情報理論 ゲーム理論	2 2		6	
		(高信頼システム) B 群		情報論理学	2	計算と論理 位相幾何学	2 2		6	
(セキュリティシステム) C 群			オートマトンとコンパイラ	2	計算可能性 計算の複雑さ	2 2		6		
(複雑動態システム) D 群			システム工学	2	非線形数理 複雑系と生命数理	2 2		6		
(データ分析システム) E 群		数値解析 意思決定論	2 2	最適化数理	2		6			
関連科目								0		
年間単位数	43		38		34		10			
合計単位数	125									

履修モデル:システム数理学科

システム数理の幅広い知識を持ち、特に情報システムの分野で活躍する人材を養成するモデル

科目区分	1年次		2年次		3年次		4年次		区分別単位数計	
	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数		
共通教養科目	外国語科目	FYS	2						2	
		英語 I (Listening)	1	実用英語 I	1	実用英語Ⅲ	1		8	
		英語 II (Listening)	1	実用英語 II	1	実用英語Ⅳ	1			
		英語 I (Speaking)	1							
	英語 II (Speaking)	1								
	共通基盤科目	人文の分野	心理学	2	言語学	2	文化人類学	2		6
		社会の分野	国際関係概論	2	経済学	2	ジェンダー論	2		6
		自然の分野	物理科学	2	生命科学	2	科学技術史	2		6
	共通アーサー科目	人間形成の分野			公衆衛生	2				2
		現代社会と市民					環境と社会	2		2
専攻科目	基礎科目	線形代数 I (行列)	2	解析Ⅲ	2				11	
		解析 I	2							
		情報処理演習 I	1							
		解析 II	2							
	必修科目	線形代数 II (線形空間)	2							
		計算機概論 I	2	グラフ理論	2	特別演習 I	2	卒業研究 I	4	
		論理学演習	2	確率統計学 I	2	知的財産権	2	卒論ゼミ I	1	
		システム数理概論	2	プログラミング技法 II	2	特別演習 II	2	卒業研究 II	4	
		情報リテラシ演習	4	プログラミング技法 II 演習	2			卒論ゼミ II	1	
		計算機概論 II	2	確率統計学 II	2				52	
		離散数学	2	アルゴリズムとデータ構造	2					
離散数学演習	2	技術者倫理	2							
選択科目	(共通) A 群			計算機概論Ⅲ	2	データベースシステム	2		6	
				マルチメディア	2					
	(高情報システム) B 群			情報論理学	2	情報代数学	2		6	
						システム検証	2			
	(ウェブシステム) C 群			オートマトンとコンパイラ	2	情報セキュリティ	2		6	
					暗号理論	2				
(複雑動態システム) D 群			システム工学	2	人工知能	2		6		
					機械学習	2				
(データ分析システム) E 群			数値解析	2	多変量解析	2		6		
					データマイニング	2				
関連科目								0		
年間単位数	43		38		34		10			
合計単位数	125									

○就業規則施行細則

昭和44年6月30日

細則第1号

改正 昭和49年4月22日細則第5号

昭和60年3月4日細則第18号

昭和63年7月26日細則第36号

平成6年4月11日細則第42号

平成12年10月6日細則第73号

平成17年3月23日細則第91号

平成19年3月15日規程第732号

平成22年3月10日細則第102号

平成29年3月30日細則第114号

平成29年10月5日細則第116号

令和2年3月5日細則第123号

(目的)

第1条 この細則は、学校法人神奈川大学就業規則（以下「規則」という。）の施行に必要な事項を定める。

(職員の定義)

第2条 規則第2条に規定する職員とは、次に掲げるものをいう。

(1) 教育職員

(ア) 大学教育職員 学長、教授、准教授、助教、助手

(イ) 附属学校教育職員 校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭

(2) 事務職員 事務職員、看護師、保健師

(3) 技術職員 教務技術職員（実験・実習技術員、L.L. 技術員等）、課外活動重点強化部指導者、技術職員（一般技術員、調理師等）

(定年)

第3条 定年は毎年3月31日現在で次の年齢に達したときとする。

(1) 大学教育職員 70歳

ただし、学長が任期中に70歳に達する場合はその任期満了の日、又は70歳に達した後学長を退いた日を定年とする。

(2) その他の職員 65歳

ただし、附属学校校長が任期中に65歳に達する場合はその任期満了の日、又は65歳に達した後校長を退いた日を定年とする。

第4条 次の年齢に達した以降、退職したとき、又は死亡したときはこれを定年退職とみなす。

(1) 大学教育職員 65歳

(2) その他の職員 60歳

(適用除外)

第5条 規則第4条から第7条まで、第9条、第11条、第16条、第17条、第18条第1号及び第2号、第19条から第24条まで、第27条並びに第27条の2は、大学教育職員には適用しない。

2 規則第4条、第7条、第18条第2号、第23条及び第27条の2は、附属学校教育職員には適用しない。

(経過措置)

第6条 昭和44年4月1日現在において年次有給休暇に残日数があるときは、これをこの規則による年次有給休暇日数に加算する。

附 則

この細則は、昭和44年6月30日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

附 則 (昭和49年4月22日細則第5号)

この細則は、昭和49年4月22日から施行し、昭和49年3月1日から適用する。

附 則 (昭和60年3月4日細則第18号)

この細則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (昭和63年7月26日細則第36号)

この細則は、昭和63年7月26日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則 (平成6年4月11日細則第42号)

この細則は、平成6年4月11日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則 (平成12年10月6日細則第73号)

この細則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月23日細則第91号)

この細則は、平成17年3月23日から施行する。

附 則 (平成19年3月15日規程第732号)

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月10日細則第102号）

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月30日細則第114号）

この施行細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年10月5日細則第116号）

この施行細則は、平成29年10月5日から施行する。

附 則（令和2年3月5日細則第123号）

この施行細則は、令和2年4月1日から適用する。

○神奈川大学評議会規程

昭和49年4月1日

規程第48号

改正 平成13年6月15日規則第63号

平成16年3月16日規程第653号

平成19年3月15日規程第732号

平成27年3月26日規程第1054号

平成29年3月9日規程第1107号

(設置)

第1条 神奈川大学学則（以下「学則」という。）第6条第5項の規定に基づき、この規程を定める。

(組織)

第2条 学則第6条第2項第3号の評議員は、当該学部教授会において、教授会構成員の互選によって決める。

第3条 評議会には、評議員のほか次に掲げる者が評議会に出席するものとする。

(1) 副学長

(2) その他評議会が必要と認めた者

2 学長は、必要があると認めるときは、図書館長、教務部長、就職支援部長、学生生活支援部長その他の職員（教育職員及び事務職員）を出席させることができる。

(任期等)

第4条 学則第6条第2項第1号及び第2号に掲げるものの任期は、その職の在任期間とし、学則第6条第2項第3号に掲げるものの任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため選出された評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 評議員の任期が満了した場合においても新たに評議員が選出されるまでは、第1項の規定にかかわらず、引続きその職務を行う。

(権限)

第5条 評議会は学長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 学部間の連絡調整に関する事項

(2) 学則その他重要な規則の制定改廃に関する事項

(3) 予算案編成及び決算処理の方針に関する事項

(4) 学部学科その他重要な施設、組織の設置改廃に関する事項

(5) 人事の基準に関する事項（教員定員に関する事項を含む。）

(6) 学生の定員に関する事項

(7) 学生の生活指導・福利厚生及びその身分に関する事項

(8) その他学長の諮問する事項

（会議の招集及び議長）

第6条 学長は、評議会を招集し、その議長となる。

2 学長に事故あるときは、学長があらかじめ指名する副学長又は評議員がこれを代理する。

3 学長は、構成員の3分の1以上の者から付議すべき事項を明示して評議会開催の請求があったときは、速やかにこれを招集しなければならない。

（定足数及び議決）

第7条 評議会は、各学部から1名以上、かつ、評議員の3分の2以上の出席によって成立する。

2 他の規程に特別の定めがある場合を除くほか、評議会の議事は、出席評議員（議長を除く。）の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第8条 評議会は、毎月1回開くことを定例とする。ただし、学長が必要と認めた場合には臨時に開くことができる。

第9条 この規程によるもののほか、評議会の運営について必要な事項は、評議会の審議を経て、学長が別に定める。

第10条 評議会に幹事1名をおく。幹事は事務職員をもってこれに充て議長の指示により庶務を処理する。

附 則

この規程は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（平成13年6月15日規則第63号）

この規程は、平成13年6月15日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成16年3月16日規程第653号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月15日規程第732号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月26日規程第1054号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月9日規程第1107号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

○特任教員の任用等に関する規程

平成3年3月18日

規程第328号

改正 平成10年12月11日規程第505号
平成12年7月27日規程第546号
平成19年3月15日規程第737号
平成22年2月5日規程第849号
平成23年3月29日規程第930号
平成27年3月26日規程第1063号
平成31年3月28日規程第1178号
令和3年2月25日規程第1271号

(趣旨)

第1条 この規程は、神奈川大学任期付教員の任期に関する規程第5条の規定に基づき、神奈川大学（以下「本学」という。）及び神奈川大学大学院（以下「本学大学院」という。）の特任教員の任用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において「特任教員」とは、専ら教育研究に従事し、又は高度の専門的な知識経験若しくは優れた識見を活用して遂行することが特に必要とされる教育研究の推進、教育研究体制の整備若しくは全学に関わる諸課題に関する業務に従事する教育職員のうち、一定の期間を定めて任用するもの又はこれに準ずるものをいう。ただし、就任時に満60歳以上の者については、期間を定めずに任用することができるものとする。

2 この規程において「有期雇用特任教員」とは、特任教員のうち、期間を定めて雇用されるものをいう。

3 この規程において「無期雇用特任教員」とは、特任教員のうち、期間を定めずに雇用されるものをいう。

(種類)

第3条 特任教員の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 先端的、学際的又は総合的な教育研究に関する業務に従事させるために必要と認める者
- (2) 本学又は本学大学院（以下「本学等」という。）が定め又は参画する特定の計画に基づき、期間を定めて行う教育研究に関する業務に従事させるために必要と認める者
- (3) 前2号に定めるもののほか、本学等の教員組織の状況に鑑み、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を活用して遂行する業務に従事させるために特に必要と認める者
- (4) 第1号に定めるもののほか、多様な教育研究の推進又は教育研究体制の整備に関する業務に従事させるために必要と認める者

- (5) 全学に関わる諸課題に関する業務に従事させるために必要と認める者
(職位)

第4条 特任教員の職位は、特任教授、特任准教授及び特任助教とする。

(本務)

第5条 特任教員は、本学等を本務とする者でなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育研究上特に必要があり、かつ、本学等における教育研究の遂行に支障がないと認められるときは、本学等の教育研究以外の業務に従事する者を特任教員とすることができる。

(任用の手續)

第6条 第3条第1号から第3号までに規定する特任教員の任用の手續については、教育職員任用規程第1条の2から第5条までの規定を準用する。ただし、教授会又は研究科委員会（以下「教授会等」という。）が公募による必要がないと認める場合にあっては、同規程第2条の規定は、準用しない。

- 2 第3条第4号及び第5号に規定する特任教員の任用の手續については、別に定める。

(労働条件の明示)

第7条 特任教員の任用にあたっては、労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第1項の定めるところにより、労働条件を明示するものとする。

(有期雇用特任教員の任期)

第8条 労働基準法第14条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成15年厚生労働省告示第356号）に該当する専門的知識等を有する有期雇用特任教員及び満60歳以上で任用される有期雇用特任教員の任期は、5年以内とし、それ以外の有期雇用特任教員の任期は、3年以内とする。ただし、学校法人神奈川大学（以下「本法人」という。）との間で、本法人の他の規程により期間の定めのある雇用契約（以下「有期雇用契約」という。）を締結していた場合であって、その契約期間が通算して5年未満であり、かつ、労働契約法（平成19年法律第128号）第18条第2項に規定する空白期間をおかずに、この規程により任用するときの任期は、通算して5年を超えない範囲内で定めるものとする。

- 2 前項ただし書の場合においては、本学等に在学していた期間は、通算期間に算入しない。
3 有期雇用特任教員については、必要があると認めるときは、その任期を更新することができる。

(人数等)

第9条 第3条第3号に規定する特任教員の人数は、当該学部又は研究科（以下「学部等」という。）の教授、准教授及び助教によって構成される教員定数の5パーセントに相当する人数を超えないものとする。この場合において、その人数が1人に満たないときは、1人とする。

- 2 前項の規定により各学部等で任用することのできる特任教員の数を合計した人数が全

学の教員定数の5パーセントに相当する人数を下回る場合には、その下回る人数に達するまでの数の特任教員(第3条第3号に規定するものに限る。)を任用することができるものとする。この場合において、各学部等で任用することのできる特任教員の数は、学部等による協議の結果を尊重して、学長が決定する。

3 前2項に規定する人数のほか、当該学部等の教授、准教授及び助教によって構成される教員定数の10パーセントに相当する人数を超えない範囲内で、職員任用規程第4条第1号に規定する教育職員(助手を除く。)1人を任用することに代え、第3条第3号に規定する特任教員2人を任用することができるものとする。

4 第3条第1号、第2号、第4号及び第5号に規定する特任教員の人数は、若干人とする。

5 特任教員の人数は、教授、准教授及び助教によって構成される教員定数に含まれないものとする。

(年齢制限)

第10条 特任教員の年齢は、70歳までとする。ただし、学部若しくは学科又は大学院研究科の新設、増設等のために当該教員を欠くことのできない場合には、73歳までとすることができる。

(教授会等への出席)

第11条 特任教員は、教授会等に出席する義務を負わない。ただし、当該教授会等が必要と認めた場合は、特任教員に出席を求め、その意見を聴くことができるものとする。

(授業担当等)

第12条 特任教員の授業担当責任時間は、1週間当たり3コマ(6時間)とする。

2 その他の教育指導等については、職員任用規程第4条第1号に規定する教育職員に準ずるものとする。

3 第3条第1号、第2号、第4号及び第5号に規定する特任教員は、授業担当その他の教育指導等の全部又は一部を学長が指示する業務に代えることができる。

(給与)

第13条 特任教員の給与については、別に定める。

(研究費及び出張旅費)

第14条 特任教員(第3条第4号及び第5号に規定する特任教員であつて、本学等において授業を担当しないものを除く。)には研究費を支給する。研究費の使用については、教員研究費使用規程を準用する。

2 特任教員が校務による命令又は許可に基づき出張する場合の旅費については、学校法人神奈川大学旅費規程を準用する。

(休日及び休暇)

第15条 特任教員の休日及び休暇については、就業規則第15条、第18条第3号から第7号まで及び第25条から第26条までの規定を準用する。

(休職及び復職)

第16条 特任教員の休職及び復職については、就業規則第28条から第30条までの規定を準用する。

(退職)

第17条 特任教員が次の各号のいずれかに該当するときは、退職とする。

- (1) 任期が満了したとき。
- (2) 第10条に規定する年齢に達した日以後における最初の3月31日が到来したとき。
- (3) 退職を申し出たとき。
- (4) 死亡したとき。

2 特任教員が退職しようとするときは、退職希望日の30日前までに退職願を提出するものとする。

(契約の解除)

第18条 特任教員が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 業務外の傷病による欠勤が、引き続き6月を超えたとき。
- (2) 心身の故障等により、職務を遂行できないとき。
- (3) 禁固以上の刑に処せられたとき。
- (4) その他前各号に準ずる程度のやむを得ない事由があるとき。

2 前項の規定により契約を解除するときは、30日前までに予告し、又は30日分の平均賃金を支給する。ただし、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は当該特任教員の責に帰すべき事由に基づいて契約を解除する場合においては、この限りでない。

3 前項の予告日数を短縮する場合には、短縮した日数1日につき平均賃金の1日分を予告手当として支給する。

(安全衛生等)

第19条 特任教員の安全衛生、災害時の処置、健康診断及び就業禁止については、就業規則第38条から第40条の2までの規定を準用する。

(災害補償等)

第20条 特任教員の業務上の事由による死亡及び傷病については、本法人が補償する。

(表彰及び懲戒)

第21条 特任教員の表彰及び懲戒については、就業規則第42条第2号及び第43条から第47条までの規定を準用する。

(福利及び厚生)

第22条 特任教員は、本法人の福利厚生施設を利用することができる。

(期間の定めのない雇用契約の申込み)

第23条 第3条第1号及び第2号に規定する有期雇用特任教員並びに第3号から第5号までに規定する有期雇用の特任助教であって、本法人との間で締結された有期雇用契約の期間が平成

25年4月1日以降通算して10年を超えるものは、現に締結している契約の期間が満了する日までの間に、本法人に対し、期間の定めのない雇用契約（以下「無期雇用契約」という。）の申込みをすることができる。

- 2 第3条第3号から第5号までに規定する有期雇用の特任教授又は特任准教授であって、本法人との間で締結された有期雇用契約の期間が通算して5年を超えるものは、現に締結している契約期間が満了する日までの間に、本法人に対し、無期雇用契約の申込みをすることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、この規程により任用される期間及びその他の規程により有期雇用契約を締結していた期間が通算して5年を超える有期雇用特任教員は、現に締結している契約期間が満了する日までの間に、本法人に対し、無期雇用契約の申込みをすることができる。
- 4 本法人との間で締結された有期雇用契約の期間が終了した日と当該特任教員の次の有期雇用契約の期間の初日との間に、労働契約法第18条第2項に規定する空白期間が6月以上あるときは、当該空白期間前に終了した期間は、第1項から第3項までに規定する通算期間に算入しない。
- 5 本学等に在学していた期間は、第1項から第3項までに規定する通算期間に算入しない。

第24条 前条第1項から第3項までに規定する申込みをする者は、現に締結している契約期間が満了する30日前までに、本法人が定める書面を提出するよう努めなければならない。

- 2 前条第1項から第3項までに規定する申込みを受けたときは、本法人は、申込者に対し書面で受理を通知する。

第25条 本法人は、第23条第1項から第3項までに規定する申込みを受けたときは、その申込みをした特任教員が現に締結している契約期間が満了した日の翌日から、その申込時に締結している雇用契約の内容である労働条件（契約期間を除く。）と同一の労働条件で、引き続き無期雇用特任教員として任用する。

（無期雇用特任教員の勤務条件）

第26条 第23条第1項から第3項までに規定する申込みをした無期雇用特任教員の担当科目、勤務日、勤務時間、勤務地等は、本法人が年度ごとに定める。

（無期雇用契約の解除）

第27条 第18条に定めるもののほか、無期雇用特任教員が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) その担当する授業その他の業務を廃止し、又は縮小する必要が生じたとき。
- (2) その所属する組織を廃止し、又は縮小する必要が生じたとき。

（改廃）

第28条 この規程の改廃は、評議会及び大学院委員会の審議を経て、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成3年3月18日から施行する。

附 則（平成10年12月11日規程第505号）

- 1 この規程は、平成10年12月11日から施行し、平成10年10月1日から適用する。

2 平成10年10月1日から平成16年3月31日までの間、臨時的定員の恒常的定員化等に伴う学則変更認可申請に係る教員組織整備のための特任教授の任用については、次のとおりとする。

(1) 本規程第5条の規定にかかわらず、任用期間については、平成16年3月31日を終期として5年以内とする。

(2) 本規程第7条本文の規定にかかわらず、在任年齢期間については、50歳以上73歳（平成12年4月1日現在の年齢が満70歳未満）までとする。

附 則（平成12年7月27日規程第546号）

この規程は、平成12年7月27日から施行する。

附 則（平成19年3月15日規程第737号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年2月5日規程第849号）

この規程は、平成22年2月5日から施行する。

附 則（平成23年3月29日規程第930号）

この規程は、平成23年3月29日から施行する。

附 則（平成27年3月26日規程第1063号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日規程第1178号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年2月25日規程第1271号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

○特任教員の任用等に関する規程

平成3年3月18日

規程第328号

改正 平成10年12月11日規程第505号
平成12年7月27日規程第546号
平成19年3月15日規程第737号
平成22年2月5日規程第849号
平成23年3月29日規程第930号
平成27年3月26日規程第1063号
平成31年3月28日規程第1178号
令和3年2月25日規程第1271号

(趣旨)

第1条 この規程は、神奈川大学任期付教員の任期に関する規程第5条の規定に基づき、神奈川大学（以下「本学」という。）及び神奈川大学大学院（以下「本学大学院」という。）の特任教員の任用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において「特任教員」とは、専ら教育研究に従事し、又は高度の専門的な知識経験若しくは優れた識見を活用して遂行することが特に必要とされる教育研究の推進、教育研究体制の整備若しくは全学に関わる諸課題に関する業務に従事する教育職員のうち、一定の期間を定めて任用するもの又はこれに準ずるものをいう。ただし、就任時に満60歳以上の者については、期間を定めずに任用することができるものとする。

2 この規程において「有期雇用特任教員」とは、特任教員のうち、期間を定めて雇用されるものをいう。

3 この規程において「無期雇用特任教員」とは、特任教員のうち、期間を定めずに雇用されるものをいう。

(種類)

第3条 特任教員の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 先端的、学際的又は総合的な教育研究に関する業務に従事させるために必要と認める者
- (2) 本学又は本学大学院（以下「本学等」という。）が定め又は参画する特定の計画に基づき、期間を定めて行う教育研究に関する業務に従事させるために必要と認める者
- (3) 前2号に定めるもののほか、本学等の教員組織の状況に鑑み、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を活用して遂行する業務に従事させるために特に必要と認める者
- (4) 第1号に定めるもののほか、多様な教育研究の推進又は教育研究体制の整備に関する業務に従事させるために必要と認める者

- (5) 全学に関わる諸課題に関する業務に従事させるために必要と認める者
(職位)

第4条 特任教員の職位は、特任教授、特任准教授及び特任助教とする。

(本務)

第5条 特任教員は、本学等を本務とする者でなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育研究上特に必要があり、かつ、本学等における教育研究の遂行に支障がないと認められるときは、本学等の教育研究以外の業務に従事する者を特任教員とすることができる。

(任用の手續)

第6条 第3条第1号から第3号までに規定する特任教員の任用の手續については、教育職員任用規程第1条の2から第5条までの規定を準用する。ただし、教授会又は研究科委員会（以下「教授会等」という。）が公募による必要がないと認める場合にあっては、同規程第2条の規定は、準用しない。

- 2 第3条第4号及び第5号に規定する特任教員の任用の手續については、別に定める。

(労働条件の明示)

第7条 特任教員の任用にあたっては、労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第1項の定めるところにより、労働条件を明示するものとする。

(有期雇用特任教員の任期)

第8条 労働基準法第14条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成15年厚生労働省告示第356号）に該当する専門的知識等を有する有期雇用特任教員及び満60歳以上で任用される有期雇用特任教員の任期は、5年以内とし、それ以外の有期雇用特任教員の任期は、3年以内とする。ただし、学校法人神奈川大学（以下「本法人」という。）との間で、本法人の他の規程により期間の定めのある雇用契約（以下「有期雇用契約」という。）を締結していた場合であって、その契約期間が通算して5年未満であり、かつ、労働契約法（平成19年法律第128号）第18条第2項に規定する空白期間をおかずに、この規程により任用するときの任期は、通算して5年を超えない範囲内で定めるものとする。

- 2 前項ただし書の場合においては、本学等に在学していた期間は、通算期間に算入しない。
3 有期雇用特任教員については、必要があると認めるときは、その任期を更新することができる。

(人数等)

第9条 第3条第3号に規定する特任教員の人数は、当該学部又は研究科（以下「学部等」という。）の教授、准教授及び助教によって構成される教員定数の5パーセントに相当する人数を超えないものとする。この場合において、その人数が1人に満たないときは、1人とする。

- 2 前項の規定により各学部等で任用することのできる特任教員の数を合計した人数が全

学の教員定数の5パーセントに相当する人数を下回る場合には、その下回る人数に達するまでの数の特任教員(第3条第3号に規定するものに限る。)を任用することができるものとする。この場合において、各学部等で任用することのできる特任教員の数は、学部等による協議の結果を尊重して、学長が決定する。

3 前2項に規定する人数のほか、当該学部等の教授、准教授及び助教によって構成される教員定数の10パーセントに相当する人数を超えない範囲内で、職員任用規程第4条第1号に規定する教育職員(助手を除く。)1人を任用することに代え、第3条第3号に規定する特任教員2人を任用することができるものとする。

4 第3条第1号、第2号、第4号及び第5号に規定する特任教員の人数は、若干人とする。

5 特任教員の人数は、教授、准教授及び助教によって構成される教員定数に含まれないものとする。

(年齢制限)

第10条 特任教員の年齢は、70歳までとする。ただし、学部若しくは学科又は大学院研究科の新設、増設等のために当該教員を欠くことのできない場合には、73歳までとすることができる。

(教授会等への出席)

第11条 特任教員は、教授会等に出席する義務を負わない。ただし、当該教授会等が必要と認めた場合は、特任教員に出席を求め、その意見を聴くことができるものとする。

(授業担当等)

第12条 特任教員の授業担当責任時間は、1週間当たり3コマ(6時間)とする。

2 その他の教育指導等については、職員任用規程第4条第1号に規定する教育職員に準ずるものとする。

3 第3条第1号、第2号、第4号及び第5号に規定する特任教員は、授業担当その他の教育指導等の全部又は一部を学長が指示する業務に代えることができる。

(給与)

第13条 特任教員の給与については、別に定める。

(研究費及び出張旅費)

第14条 特任教員(第3条第4号及び第5号に規定する特任教員であつて、本学等において授業を担当しないものを除く。)には研究費を支給する。研究費の使用については、教員研究費使用規程を準用する。

2 特任教員が校務による命令又は許可に基づき出張する場合の旅費については、学校法人神奈川大学旅費規程を準用する。

(休日及び休暇)

第15条 特任教員の休日及び休暇については、就業規則第15条、第18条第3号から第7号まで及び第25条から第26条までの規定を準用する。

(休職及び復職)

第16条 特任教員の休職及び復職については、就業規則第28条から第30条までの規定を準用する。

(退職)

第17条 特任教員が次の各号のいずれかに該当するときは、退職とする。

- (1) 任期が満了したとき。
- (2) 第10条に規定する年齢に達した日以後における最初の3月31日が到来したとき。
- (3) 退職を申し出たとき。
- (4) 死亡したとき。

2 特任教員が退職しようとするときは、退職希望日の30日前までに退職願を提出するものとする。

(契約の解除)

第18条 特任教員が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 業務外の傷病による欠勤が、引き続き6月を超えたとき。
- (2) 心身の故障等により、職務を遂行できないとき。
- (3) 禁固以上の刑に処せられたとき。
- (4) その他前各号に準ずる程度のやむを得ない事由があるとき。

2 前項の規定により契約を解除するときは、30日前までに予告し、又は30日分の平均賃金を支給する。ただし、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は当該特任教員の責に帰すべき事由に基づいて契約を解除する場合においては、この限りでない。

3 前項の予告日数を短縮する場合には、短縮した日数1日につき平均賃金の1日分を予告手当として支給する。

(安全衛生等)

第19条 特任教員の安全衛生、災害時の処置、健康診断及び就業禁止については、就業規則第38条から第40条の2までの規定を準用する。

(災害補償等)

第20条 特任教員の業務上の事由による死亡及び傷病については、本法人が補償する。

(表彰及び懲戒)

第21条 特任教員の表彰及び懲戒については、就業規則第42条第2号及び第43条から第47条までの規定を準用する。

(福利及び厚生)

第22条 特任教員は、本法人の福利厚生施設を利用することができる。

(期間の定めのない雇用契約の申込み)

第23条 第3条第1号及び第2号に規定する有期雇用特任教員並びに第3号から第5号までに規定する有期雇用の特任助教であつて、本法人との間で締結された有期雇用契約の期間が平成

25年4月1日以降通算して10年を超えるものは、現に締結している契約の期間が満了する日までの間に、本法人に対し、期間の定めのない雇用契約（以下「無期雇用契約」という。）の申込みをすることができる。

- 2 第3条第3号から第5号までに規定する有期雇用の特任教授又は特任准教授であって、本法人との間で締結された有期雇用契約の期間が通算して5年を超えるものは、現に締結している契約期間が満了する日までの間に、本法人に対し、無期雇用契約の申込みをすることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、この規程により任用される期間及びその他の規程により有期雇用契約を締結していた期間が通算して5年を超える有期雇用特任教員は、現に締結している契約期間が満了する日までの間に、本法人に対し、無期雇用契約の申込みをすることができる。
- 4 本法人との間で締結された有期雇用契約の期間が終了した日と当該特任教員の次の有期雇用契約の期間の初日との間に、労働契約法第18条第2項に規定する空白期間が6月以上あるときは、当該空白期間前に終了した期間は、第1項から第3項までに規定する通算期間に算入しない。
- 5 本学等に在学していた期間は、第1項から第3項までに規定する通算期間に算入しない。

第24条 前条第1項から第3項までに規定する申込みをする者は、現に締結している契約期間が満了する30日前までに、本法人が定める書面を提出するよう努めなければならない。

- 2 前条第1項から第3項までに規定する申込みを受けたときは、本法人は、申込者に対し書面で受理を通知する。

第25条 本法人は、第23条第1項から第3項までに規定する申込みを受けたときは、その申込みをした特任教員が現に締結している契約期間が満了した日の翌日から、その申込時に締結している雇用契約の内容である労働条件（契約期間を除く。）と同一の労働条件で、引き続き無期雇用特任教員として任用する。

（無期雇用特任教員の勤務条件）

第26条 第23条第1項から第3項までに規定する申込みをした無期雇用特任教員の担当科目、勤務日、勤務時間、勤務地等は、本法人が年度ごとに定める。

（無期雇用契約の解除）

第27条 第18条に定めるもののほか、無期雇用特任教員が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) その担当する授業その他の業務を廃止し、又は縮小する必要があるとき。
- (2) その所属する組織を廃止し、又は縮小する必要があるとき。

（改廃）

第28条 この規程の改廃は、評議会及び大学院委員会の審議を経て、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成3年3月18日から施行する。

附 則（平成10年12月11日規程第505号）

- 1 この規程は、平成10年12月11日から施行し、平成10年10月1日から適用する。

2 平成10年10月1日から平成16年3月31日までの間、臨時的定員の恒常的定員化等に伴う学則変更認可申請に係る教員組織整備のための特任教授の任用については、次のとおりとする。

(1) 本規程第5条の規定にかかわらず、任用期間については、平成16年3月31日を終期として5年以内とする。

(2) 本規程第7条本文の規定にかかわらず、在任年齢期間については、50歳以上73歳（平成12年4月1日現在の年齢が満70歳未満）までとする。

附 則（平成12年7月27日規程第546号）

この規程は、平成12年7月27日から施行する。

附 則（平成19年3月15日規程第737号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年2月5日規程第849号）

この規程は、平成22年2月5日から施行する。

附 則（平成23年3月29日規程第930号）

この規程は、平成23年3月29日から施行する。

附 則（平成27年3月26日規程第1063号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日規程第1178号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年2月25日規程第1271号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

○神奈川大学評議会規程

昭和49年4月1日

規程第48号

改正 平成13年6月15日規則第63号

平成16年3月16日規程第653号

平成19年3月15日規程第732号

平成27年3月26日規程第1054号

平成29年3月9日規程第1107号

(設置)

第1条 神奈川大学学則（以下「学則」という。）第6条第5項の規定に基づき、この規程を定める。

(組織)

第2条 学則第6条第2項第3号の評議員は、当該学部教授会において、教授会構成員の互選によって決める。

第3条 評議会には、評議員のほか次に掲げる者が評議会に出席するものとする。

(1) 副学長

(2) その他評議会が必要と認めた者

2 学長は、必要があると認めるときは、図書館長、教務部長、就職支援部長、学生生活支援部長その他の職員（教育職員及び事務職員）を出席させることができる。

(任期等)

第4条 学則第6条第2項第1号及び第2号に掲げるものの任期は、その職の在任期間とし、学則第6条第2項第3号に掲げるものの任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため選出された評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 評議員の任期が満了した場合においても新たに評議員が選出されるまでは、第1項の規定にかかわらず、引続きその職務を行う。

(権限)

第5条 評議会は学長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 学部間の連絡調整に関する事項

(2) 学則その他重要な規則の制定改廃に関する事項

(3) 予算案編成及び決算処理の方針に関する事項

(4) 学部学科その他重要な施設、組織の設置改廃に関する事項

(5) 人事の基準に関する事項（教員定員に関する事項を含む。）

(6) 学生の定員に関する事項

(7) 学生の生活指導・福利厚生及びその身分に関する事項

(8) その他学長の諮問する事項

（会議の招集及び議長）

第6条 学長は、評議会を招集し、その議長となる。

2 学長に事故あるときは、学長があらかじめ指名する副学長又は評議員がこれを代理する。

3 学長は、構成員の3分の1以上の者から付議すべき事項を明示して評議会開催の請求があつたときは、速やかにこれを招集しなければならない。

（定足数及び議決）

第7条 評議会は、各学部から1名以上、かつ、評議員の3分の2以上の出席によって成立する。

2 他の規程に特別の定めがある場合を除くほか、評議会の議事は、出席評議員（議長を除く。）の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第8条 評議会は、毎月1回開くことを定例とする。ただし、学長が必要と認めた場合には臨時に開くことができる。

第9条 この規程によるもののほか、評議会の運営について必要な事項は、評議会の審議を経て、学長が別に定める。

第10条 評議会に幹事1名をおく。幹事は事務職員をもってこれに充て議長の指示により庶務を処理する。

附 則

この規程は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（平成13年6月15日規則第63号）

この規程は、平成13年6月15日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成16年3月16日規程第653号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月15日規程第732号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月26日規程第1054号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月9日規程第1107号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

○特任教員の任用等に関する規程

平成3年3月18日

規程第328号

改正 平成10年12月11日規程第505号
平成12年7月27日規程第546号
平成19年3月15日規程第737号
平成22年2月5日規程第849号
平成23年3月29日規程第930号
平成27年3月26日規程第1063号
平成31年3月28日規程第1178号
令和3年2月25日規程第1271号

(趣旨)

第1条 この規程は、神奈川大学任期付教員の任期に関する規程第5条の規定に基づき、神奈川大学（以下「本学」という。）及び神奈川大学大学院（以下「本学大学院」という。）の特任教員の任用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において「特任教員」とは、専ら教育研究に従事し、又は高度の専門的な知識経験若しくは優れた識見を活用して遂行することが特に必要とされる教育研究の推進、教育研究体制の整備若しくは全学に関わる諸課題に関する業務に従事する教育職員のうち、一定の期間を定めて任用するもの又はこれに準ずるものをいう。ただし、就任時に満60歳以上の者については、期間を定めずに任用することができるものとする。

2 この規程において「有期雇用特任教員」とは、特任教員のうち、期間を定めて雇用されるものをいう。

3 この規程において「無期雇用特任教員」とは、特任教員のうち、期間を定めずに雇用されるものをいう。

(種類)

第3条 特任教員の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 先端的、学際的又は総合的な教育研究に関する業務に従事させるために必要と認める者
- (2) 本学又は本学大学院（以下「本学等」という。）が定め又は参画する特定の計画に基づき、期間を定めて行う教育研究に関する業務に従事させるために必要と認める者
- (3) 前2号に定めるもののほか、本学等の教員組織の状況に鑑み、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を活用して遂行する業務に従事させるために特に必要と認める者
- (4) 第1号に定めるもののほか、多様な教育研究の推進又は教育研究体制の整備に関する業務に従事させるために必要と認める者

- (5) 全学に関わる諸課題に関する業務に従事させるために必要と認める者
(職位)

第4条 特任教員の職位は、特任教授、特任准教授及び特任助教とする。

(本務)

第5条 特任教員は、本学等を本務とする者でなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育研究上特に必要があり、かつ、本学等における教育研究の遂行に支障がないと認められるときは、本学等の教育研究以外の業務に従事する者を特任教員とすることができる。

(任用の手續)

第6条 第3条第1号から第3号までに規定する特任教員の任用の手續については、教育職員任用規程第1条の2から第5条までの規定を準用する。ただし、教授会又は研究科委員会（以下「教授会等」という。）が公募による必要がないと認める場合にあっては、同規程第2条の規定は、準用しない。

- 2 第3条第4号及び第5号に規定する特任教員の任用の手續については、別に定める。

(労働条件の明示)

第7条 特任教員の任用にあたっては、労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第1項の定めるところにより、労働条件を明示するものとする。

(有期雇用特任教員の任期)

第8条 労働基準法第14条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成15年厚生労働省告示第356号）に該当する専門的知識等を有する有期雇用特任教員及び満60歳以上で任用される有期雇用特任教員の任期は、5年以内とし、それ以外の有期雇用特任教員の任期は、3年以内とする。ただし、学校法人神奈川大学（以下「本法人」という。）との間で、本法人の他の規程により期間の定めのある雇用契約（以下「有期雇用契約」という。）を締結していた場合であって、その契約期間が通算して5年未満であり、かつ、労働契約法（平成19年法律第128号）第18条第2項に規定する空白期間をおかずに、この規程により任用するときの任期は、通算して5年を超えない範囲内で定めるものとする。

- 2 前項ただし書の場合においては、本学等に在学していた期間は、通算期間に算入しない。
3 有期雇用特任教員については、必要があると認めるときは、その任期を更新することができる。

(人数等)

第9条 第3条第3号に規定する特任教員の人数は、当該学部又は研究科（以下「学部等」という。）の教授、准教授及び助教によって構成される教員定数の5パーセントに相当する人数を超えないものとする。この場合において、その人数が1人に満たないときは、1人とする。

- 2 前項の規定により各学部等で任用することのできる特任教員の数を合計した人数が全

学の教員定数の5パーセントに相当する人数を下回る場合には、その下回る人数に達するまでの数の特任教員(第3条第3号に規定するものに限る。)を任用することができるものとする。この場合において、各学部等で任用することのできる特任教員の数は、学部等による協議の結果を尊重して、学長が決定する。

3 前2項に規定する人数のほか、当該学部等の教授、准教授及び助教によって構成される教員定数の10パーセントに相当する人数を超えない範囲内で、職員任用規程第4条第1号に規定する教育職員(助手を除く。)1人を任用することに代え、第3条第3号に規定する特任教員2人を任用することができるものとする。

4 第3条第1号、第2号、第4号及び第5号に規定する特任教員の人数は、若干人とする。

5 特任教員の人数は、教授、准教授及び助教によって構成される教員定数に含まれないものとする。

(年齢制限)

第10条 特任教員の年齢は、70歳までとする。ただし、学部若しくは学科又は大学院研究科の新設、増設等のために当該教員を欠くことのできない場合には、73歳までとすることができる。

(教授会等への出席)

第11条 特任教員は、教授会等に出席する義務を負わない。ただし、当該教授会等が必要と認めた場合は、特任教員に出席を求め、その意見を聴くことができるものとする。

(授業担当等)

第12条 特任教員の授業担当責任時間は、1週間当たり3コマ(6時間)とする。

2 その他の教育指導等については、職員任用規程第4条第1号に規定する教育職員に準ずるものとする。

3 第3条第1号、第2号、第4号及び第5号に規定する特任教員は、授業担当その他の教育指導等の全部又は一部を学長が指示する業務に代えることができる。

(給与)

第13条 特任教員の給与については、別に定める。

(研究費及び出張旅費)

第14条 特任教員(第3条第4号及び第5号に規定する特任教員であつて、本学等において授業を担当しないものを除く。)には研究費を支給する。研究費の使用については、教員研究費使用規程を準用する。

2 特任教員が校務による命令又は許可に基づき出張する場合の旅費については、学校法人神奈川大学旅費規程を準用する。

(休日及び休暇)

第15条 特任教員の休日及び休暇については、就業規則第15条、第18条第3号から第7号まで及び第25条から第26条までの規定を準用する。

(休職及び復職)

第16条 特任教員の休職及び復職については、就業規則第28条から第30条までの規定を準用する。

(退職)

第17条 特任教員が次の各号のいずれかに該当するときは、退職とする。

- (1) 任期が満了したとき。
- (2) 第10条に規定する年齢に達した日以後における最初の3月31日が到来したとき。
- (3) 退職を申し出たとき。
- (4) 死亡したとき。

2 特任教員が退職しようとするときは、退職希望日の30日前までに退職願を提出するものとする。

(契約の解除)

第18条 特任教員が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 業務外の傷病による欠勤が、引き続き6月を超えたとき。
- (2) 心身の故障等により、職務を遂行できないとき。
- (3) 禁固以上の刑に処せられたとき。
- (4) その他前各号に準ずる程度のやむを得ない事由があるとき。

2 前項の規定により契約を解除するときは、30日前までに予告し、又は30日分の平均賃金を支給する。ただし、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は当該特任教員の責に帰すべき事由に基づいて契約を解除する場合においては、この限りでない。

3 前項の予告日数を短縮する場合には、短縮した日数1日につき平均賃金の1日分を予告手当として支給する。

(安全衛生等)

第19条 特任教員の安全衛生、災害時の処置、健康診断及び就業禁止については、就業規則第38条から第40条の2までの規定を準用する。

(災害補償等)

第20条 特任教員の業務上の事由による死亡及び傷病については、本法人が補償する。

(表彰及び懲戒)

第21条 特任教員の表彰及び懲戒については、就業規則第42条第2号及び第43条から第47条までの規定を準用する。

(福利及び厚生)

第22条 特任教員は、本法人の福利厚生施設を利用することができる。

(期間の定めのない雇用契約の申込み)

第23条 第3条第1号及び第2号に規定する有期雇用特任教員並びに第3号から第5号までに規定する有期雇用の特任助教であつて、本法人との間で締結された有期雇用契約の期間が平成

25年4月1日以降通算して10年を超えるものは、現に締結している契約の期間が満了する日までの間に、本法人に対し、期間の定めのない雇用契約（以下「無期雇用契約」という。）の申込みをすることができる。

- 2 第3条第3号から第5号までに規定する有期雇用の特任教授又は特任准教授であって、本法人との間で締結された有期雇用契約の期間が通算して5年を超えるものは、現に締結している契約期間が満了する日までの間に、本法人に対し、無期雇用契約の申込みをすることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、この規程により任用される期間及びその他の規程により有期雇用契約を締結していた期間が通算して5年を超える有期雇用特任教員は、現に締結している契約期間が満了する日までの間に、本法人に対し、無期雇用契約の申込みをすることができる。
- 4 本法人との間で締結された有期雇用契約の期間が終了した日と当該特任教員の次の有期雇用契約の期間の初日との間に、労働契約法第18条第2項に規定する空白期間が6月以上あるときは、当該空白期間前に終了した期間は、第1項から第3項までに規定する通算期間に算入しない。
- 5 本学等に在学していた期間は、第1項から第3項までに規定する通算期間に算入しない。

第24条 前条第1項から第3項までに規定する申込みをする者は、現に締結している契約期間が満了する30日前までに、本法人が定める書面を提出するよう努めなければならない。

- 2 前条第1項から第3項までに規定する申込みを受けたときは、本法人は、申込者に対し書面で受理を通知する。

第25条 本法人は、第23条第1項から第3項までに規定する申込みを受けたときは、その申込みをした特任教員が現に締結している契約期間が満了した日の翌日から、その申込時に締結している雇用契約の内容である労働条件（契約期間を除く。）と同一の労働条件で、引き続き無期雇用特任教員として任用する。

（無期雇用特任教員の勤務条件）

第26条 第23条第1項から第3項までに規定する申込みをした無期雇用特任教員の担当科目、勤務日、勤務時間、勤務地等は、本法人が年度ごとに定める。

（無期雇用契約の解除）

第27条 第18条に定めるもののほか、無期雇用特任教員が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) その担当する授業その他の業務を廃止し、又は縮小する必要が生じたとき。
- (2) その所属する組織を廃止し、又は縮小する必要が生じたとき。

（改廃）

第28条 この規程の改廃は、評議会及び大学院委員会の審議を経て、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成3年3月18日から施行する。

附 則（平成10年12月11日規程第505号）

- 1 この規程は、平成10年12月11日から施行し、平成10年10月1日から適用する。

2 平成10年10月1日から平成16年3月31日までの間、臨時的定員の恒常的定員化等に伴う学則変更認可申請に係る教員組織整備のための特任教授の任用については、次のとおりとする。

(1) 本規程第5条の規定にかかわらず、任用期間については、平成16年3月31日を終期として5年以内とする。

(2) 本規程第7条本文の規定にかかわらず、在任年齢期間については、50歳以上73歳（平成12年4月1日現在の年齢が満70歳未満）までとする。

附 則（平成12年7月27日規程第546号）

この規程は、平成12年7月27日から施行する。

附 則（平成19年3月15日規程第737号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年2月5日規程第849号）

この規程は、平成22年2月5日から施行する。

附 則（平成23年3月29日規程第930号）

この規程は、平成23年3月29日から施行する。

附 則（平成27年3月26日規程第1063号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日規程第1178号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年2月25日規程第1271号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。